

土地・住宅の提供(情報の提供も含む。)、土地取得・住宅建築(購入)、住宅改修、住宅設備設置等に対する助成等

地域	市町村名	区分	概要(H30.4.1現在)
道央(空知)	夕張市	土地の販売・分譲	レールサイドタウン(しみず)【4区画】260.69～444.80㎡、838,000円～
		土地の販売・分譲	グリーンステージ鹿の谷【15区画】416.32～1,169.12㎡、845,000円～
		土地の販売・分譲	ファミリータウン陽光(陽光団地)【39区画】280.80～440.08㎡、751,000円～
		住宅・土地取得に対する助成等	転入者が新築(購入)した場合150万円を交付。子供がいる場合には加算あり
		住宅・土地取得に対する助成等	転入者が中古住宅を購入した場合、取得額の30%、限度額75万円補助
		住宅の改修に対する助成等	バリアフリー、省エネ、耐久性向上リフォームに係る補助。工事費の20%、限度額50万円補助。施工業者が市内・市外により限度額を変更
		住宅設備設置等に対する助成等	合併浄化槽を設置する際に人槽区分に応じた限度額の補助金を交付
		住宅・土地取得に対する助成等	民間賃貸住宅建設費の一部助成
	岩見沢市	住宅・土地取得に対する助成等	市内に移住・転入される方が、新築又は中古住宅を、平成30年4月以降に初めて建築・購入した際に費用の一部を助成
		その他	市内の空き家や空き地、中心市街地の空き店舗の照会や、総合相談窓口「こささーる@空き店舗」の設置
		土地の販売・分譲	街と田園が共存する北村地区の土地(新築団地)を分譲(敷地面積400㎡～537㎡、最多価格帯300万円台)
	美唄市	住宅・土地取得に対する助成等	土地付き新築住宅の建築・土地付き分譲住宅、中古住宅を購入した市外からの転入者に対し、新築・分譲100万円～、中古30万円～(子育て加算20万円～、市内業者加算30万)の助成金を交付
		土地の販売・分譲	新橋団地【13区画】363～450㎡、189～234万円
		土地の販売・分譲	つつじ団地【13区画】322～849㎡、287～484万円
		住宅・土地取得に対する助成等	新橋団地又はつつじ団地を購入した市内在住者及び市外からの転入者が、購入後3年以内に住宅を建設し、3年以上居住する場合、分譲価格の7割を助成
		住宅の改修に対する助成等	市内にある木造住宅の耐震診断、耐震改修をする場合に、耐震診断は上限3万円、耐震改修は上限30万円以内を助成
		住宅の改修に対する助成等	市内に住所を有する60歳以上の方が高齢者向けに必要なバリアフリー化工事及び断熱・防寒工事を実施する場合、経費の一部を助成(上限20万円)
	芦別市	住宅・土地取得に対する助成等	新築住宅を市内業者で建設した場合は100万円、中古住宅購入の場合は、土地・建物の購入費用の10/100(上限50万円)を交付。
		住宅の改修に対する助成等	高齢者等住宅改修工事(バリアフリー工事):改修工事費用の1/5の額(1万円未満の端数は切り捨て)を補助(上限18万円)
		住宅の改修に対する助成等	耐震改修工事:改修工事費用の1/5の額(1万円未満の端数は切り捨て)を補助(上限30万円)
		住宅の改修に対する助成等	住宅改修工事(一般リフォーム工事):改修工事費用の1/5の額(1万円未満の端数は切り捨て)を補助(上限20万円)
		その他	空き家・空き地情報の提供(芦別市空き家・空き地情報バンク)
	赤平市	土地の販売・分譲	豊丘南団地【5区画】319.64～353.32㎡、3,196,000～4,133,000円
		土地の販売・分譲	北文京町分譲地【1区画】420.00㎡=3,586,000円
		土地の販売・分譲	住友福栄分譲地【2区画】360.34㎡=3,063,000円、366.66㎡=3,299,000円
		土地の販売・分譲	百戸町分譲地【3区画】470.99㎡=2,812,000円
		土地の販売・分譲	美園町分譲地【1区画】360.86㎡=3,608,000円
		土地の販売・分譲	若木町東分譲地持家用【4区画】389.06～542.50㎡ 1,307,000円～9割引で分譲(3年以内に建設 5年以上定住等条件あり)
		土地の販売・分譲	西文京町分譲地持家用【8区画】308.55～472.19㎡ 1,420,000円～9割引で分譲(3年以内に建設 5年以上定住等条件あり)
		土地の販売・分譲	茂尻春日町分譲地持家用【3区画】549.76～551.75㎡ 1,347,000円～9割引で分譲(3年以内に建設 5年以上定住等条件あり)
		土地の販売・分譲	西文京町分譲地賃貸用【1区画】788.51㎡ 2,231,000円～9割引で分譲(3年以内に建設 10年以上賃貸等条件あり)
		土地の販売・分譲	茂尻春日町分譲地賃貸用【2区画】819.83～827.43㎡ 2,050,000円～9割引で分譲(3年以内に建設 10年以上賃貸等条件あり)
		住宅の改修に対する助成等	新築後5年を経過した住宅で対象工事費50万円以上の場合、助成率10/100(15/100)上限30万円(45万円)を交付 ※()内は18歳未満の子供が同居して子育てしている世帯に適用
住宅設備設置等に対する助成等		合併処理浄化槽を設置する場合に、人槽区分に基づき87～115万円までの補助金を交付	
住宅・土地取得に対する助成等		個人住宅の新築や中古住宅の購入に対して費用の一部を助成する(最高200万円)	
住宅の賃貸に対する助成		市外からの移住者に対して、民間賃貸住宅(戸建て物件も含む)の家賃助成	

地域	市町村名	区分	概要(H30.4.1現在)
道央(空知)	三笠市	その他	住宅情報バンクによる土地、住宅(購入)、住宅(賃貸)の情報提供
		住宅・土地取得に対する助成等	市内に住宅を新築(購入)した場合、最大170万円を助成 ※条件により助成額が異なる(三世代同居、近居加算あり)
		住宅の改修に対する助成等	市内の住宅をリフォームした場合、経費の1/10~2/3を助成※性質により率・上限が異なる
		住宅の賃貸に対する助成	転入又は婚姻により、市内の賃貸住宅に居住する世帯のうち、40歳未満の単身世帯及び夫婦いずれかが40歳未満の世帯又は中学生までの子を扶養している場合、最大月額3万円の助成 ※条件により助成額及び助成期間が異なる
		住宅の賃貸に対する助成	新婚世帯に住宅賃借費用及び引越費用を、最大30万円助成
	滝川市	土地の販売・分譲	ニュータウンせせらぎ分譲中
		住宅・土地取得に対する助成等	新築等の基準を満たす世帯に対して、80万円の補助(子育て世帯にはさらに20万円上乗せ)
		住宅の改修に対する助成等	所有する住宅の改修に係る経費、所得合計580万円以下の世帯。補助対象経費×20パーセント、上限120万円。
		住宅の賃貸に対する助成	基準を満たす対象世帯に対して、入居から3年間に限り、家賃の一部を補助。上限2万5千円。
		その他	移住希望者が希望する物件について、市内(一部)不動産業者へ一括して照会する「住まいネットワーク」事業
	砂川市	土地の販売・分譲	あかねタウン【6区画】353.13~391.98㎡、2,437,540~2,839,900円
		土地の販売・分譲	すずらんタウン【13区画】266.00~345.37㎡、702,000~951,150円
		住宅・土地取得に対する助成等	新築住宅の建設費または建売住宅、中古住宅の購入費に対し、工事費または購入費の2/100(上限50万円)~5/100(上限120万円)の助成金を交付
		住宅の改修に対する助成等	50万円以上の改修工事に対し、改修工事費の10/100~30/100を助成(上限額あり)
		住宅設備設置等に対する助成等	合併処理浄化槽を設置する場合、設置費の9/10を市が負担
		住宅設備設置等に対する助成等	自ら居住する住宅等に住宅用太陽光発電システムを設置、もしくは、太陽光発電システム付き住宅を購入し居住しようとする方に対し、付属機器及び設置工事費用の10/100(上限25万円)~20/100(上限50万円)を助成
		住宅・土地取得に対する助成等	他市町村からの移住者が新築住宅を建設、建売・中古住宅の購入をした場合、一件当たり20万円(現金10万円及び市内で使用できる商品券10万円分)の移住促進補助金を交付
		住宅・土地取得に対する助成等	住宅を建設・購入した方で、満18歳以下の方を扶養する世帯または子どものいない満40歳以下の夫婦を対象に、子ども一人あたり10万円もしくは世帯に10万円を交付
		住宅・土地取得に対する助成等	住宅を建設・購入した方で、親世帯と子育て世帯・若年夫婦世帯が同居・近居した方を対象に、5万円~30万円を交付
	歌志内市	住宅・土地取得に対する助成等	新築及び建売住宅を購入した場合150万円(市内建設業者へ発注の場合は更に100万円、二世帯住宅の場合は50万円、市が指定する住宅用地に新築する場合はさらに100万円)、中古住宅購入の場合は、購入費用の1/2(上限50万円)を助成。新築等に伴い、建物の解体撤去を市内業者にて行った際は、解体撤去費用の1/2(上限50万円)を助成
		住宅の改修に対する助成等	市内に居住している方の住宅改修や住宅除却等の工事を行う場合に、工事内容により費用の2/10~2.5/10(上限50万円)を助成
		住宅の改修に対する助成等	市内に居住している方の住宅の耐震改修工事を行う場合に、費用の2/10(上限100万円)を助成
	深川市	土地の販売・分譲	市有地:緑が丘団地【1区画】324.56㎡を980円で販売。
		土地の販売・分譲	市有地:ピオス四季の里【4区画】347.11㎡~347.42㎡を1区画980円で販売。
		住宅・土地取得に対する助成等	住宅持家促進助成:住宅(店舗等併用住宅含む)を新築する方に費用の一部として、市外業者で建設する場合は30万円以内、市内業者で建設する場合は100万円以内を工事費の5/100を限度に助成。※まちなか居住推進エリア内に建設の場合は更に100万円を加算。
		住宅・土地取得に対する助成等	固定資産税の助成:平成28年4月以降にまちなか居住推進エリア内に住宅又は併用住宅を新築した方に固定資産税の助成制度を実施。(助成期間は5年間)
		住宅・土地取得に対する助成等	中古住宅取得助成:中古住宅(店舗等併用住宅含む)及びその宅地を取得した方に費用の一部として、まちなか居住推進エリア内の場合は80万円以内、その他市内エリアは30万円以内を売買契約額の1/10を限度に助成。
		住宅・土地取得に対する助成等	まちなか空き地活用助成:まちなか居住推進エリア内で空き地の購入者が新築したとき、購入者・売却者それぞれの方に売りに係る費用の一部として、購入者は50万円以内(土地契約金額の1/5を限度)、売却者は10万円以内(土地契約金額の1/20を限度)を助成します。
		住宅の改修に対する助成等	住宅バリアフリー改修助成:住宅のバリアフリー改修工事をする方に費用の一部として、まちなか居住推進エリア内の場合は30万円以内(対象工事費の1/3を限度)、その他市内エリアは20万円以内(対象工事費の1/5を限度)を助成。
		住宅の改修に対する助成等	住宅リフォーム助成:住宅(店舗等併用住宅含む)をリフォームする方に費用の一部として、まちなか居住推進エリア内の場合は30万円以内(対象工事費の1/3を限度)、その他市内エリアは20万円以内(対象工事費の1/5を限度)を助成。
		住宅の改修に対する助成等	住宅耐震改修促進助成:木造住宅の耐震改修工事をする方に費用の一部として、30万円以内を対象工事費の1/5を限度に助成。
		住宅設備設置等に対する助成等	下水道事業区域外の合併処理浄化槽の設置・維持管理を市が実施。(個別排水処理施設使用料、合併処理浄化槽への接続費用、分担金、合併処理浄化槽の電気料金の個人負担あり)
		その他	【空き家・空き地バンク】市内の空き家(中古住宅売買・賃貸、アパート賃貸)情報と、土地の売買情報を深川市HPに掲載。

地域	市町村名	区分	概要(H30.4.1現在)
道央(空知)	南幌町	その他	南幌町空き家・空き地情報バンクを開設し、土地、住宅(購入・賃貸)の情報提供を実施
		土地の販売・分譲	ふれあいタウン稲穂【2区画】458㎡=787万円、476㎡=818万円 ※移住・定住応援40%割引実施中
		土地の販売・分譲	南幌ニュータウンみどり野【673区画】225～731㎡、最多価格帯400万円台 ※6月まで区域限定割引実施、その他通年で地元・子育て・高齢者30%割引実施
		住宅・土地取得に対する助成等	子育て世代が南幌町内に新築住宅を建築する場合、条件に応じて最大200万円の住宅建築費を助成。さらに、南幌ニュータウンみどり野宅地を購入する場合、土地代が半額になります。
		住宅設備設置等に対する助成等	町内在住者が自己所有の住宅等にペレットストーブを設置する場合に、本体購入費用に1/2を乗じた額の補助金を交付(上限10万円)
		住宅の改修に対する助成等	町内リフォーム業者での施工を対象とした住宅リフォームを行う方に対して工事費用の20%(限度額30万円)を助成
	奈井江町	その他	土地、住宅(購入)、住宅(賃貸)の情報提供
		土地の販売・分譲	町分譲地4地区【15区画】252～333㎡、138～286万円
		住宅・土地取得に対する助成等	住宅を新築した場合、最大300万円を助成
		住宅・土地取得に対する助成等	中古住宅を購入した場合、最大200万円を助成
		住宅の改修に対する助成等	町内リフォーム業者での施工を対象とした住宅リフォームを行う方に対して工事費用の25%(限度額20万円)を助成
	上砂川町	住宅・土地取得に対する助成等	住宅新築、購入に対する助成
		住宅の改修に対する助成等	高齢者等、住宅改修費助成
		住宅の賃貸に対する助成	民間賃貸住宅家賃助成
		その他	空き家、空き地バンク
	由仁町	土地の販売・分譲	分譲地(優良田園住宅)に関する情報を掲示
		その他	住宅情報サイト「ゆに住まいNavi」を通じて空き家、空き地に係る情報を提供
	長沼町	その他	空き家、空き地に係る情報の提供 住宅(購入)、住宅(賃貸)
		住宅の改修に対する助成等	町内の住宅を町内業者を利用してリフォームした場合、経費の10%を助成(上限30万円)、子育て世帯または転入世帯の方は経費の20%を助成(上限40万円)、子育て世帯かつ転入世帯の方は経費の20%を助成(上限50万円)
		住宅の改修に対する助成等	町内の木造住宅の耐震診断・耐震改修に係る費用の一部を助成(耐震診断:要した費用の3分の2(上限3万円)、耐震改修:対象経費の額によって助成額も変動)
		住宅設備設置等に対する助成等	住宅用太陽光発電システムを設置する場合、太陽電池の最大出力値(kW)×6万円を補助(上限18万円)
		住宅設備設置等に対する助成等	公共下水道及び集落排水事業区域以外の区域に合併処理浄化槽を設置する場合、設置に要する標準工事費の約70%を助成(浄化槽の規模により補助額変動)
		住宅設備設置等に対する助成等	融雪施設の設置費用の一部を助成。申請者が65歳以上又は身体障害1級、2級の方と同居している場合は、設置費の2分の1以内(上限50万円)
		住宅設備設置等に対する助成等	融雪施設の設置費用の一部を助成。申請者が上記以外の場合は、設置費の3分の1以内(上限30万円)
		住宅の賃貸に対する助成	町内事業所に勤務する若者・子育て世代が、町内の民間賃貸住宅を借りて転入した場合、家賃の一部を最高36か月間助成
	栗山町	住宅・土地取得に対する助成等	若者・子育て世代が町内に住宅を建築、又は購入し移住した場合、最大120万円を助成
		住宅・土地取得に対する助成等	若者・子育て世代が町内に中古住宅を購入し移住した場合、取得費用の10%(最大30万円)を助成。リフォーム済中古住宅を購入した場合、工事費の30%(上限30万円)を加算
		住宅の改修に対する助成等	若者・子育て世代が町内に中古住宅を取得し移住した場合で、その中古住宅をリフォームした場合、工事費の30%(最大30万円)を助成
		住宅の賃貸に対する助成	町内事業所に正社員として勤務する若者・子育て世代が、町内の民間賃貸住宅を借りて転入した場合、家賃の一部を最高36か月間助成
		住宅設備設置等に対する助成等	住宅用太陽光発電システムを設置する場合、1kWあたり4.8万円(上限21万円)を助成
		住宅の改修に対する助成等	住宅のバリアフリー改修工事をする場合、10万円以上の工事費で3割以内(上限30万円)を助成
		住宅の改修に対する助成等	耐震改修工事をする場合、50万円以上の工事費で2割以内(上限50万円)を助成
		土地の販売・分譲	朝日4住宅団地(第4期)【12区画】323～376㎡ 471.6万円～533.9万円
土地の販売・分譲		エコレッジ湯地の丘【18区画】329～727㎡ 247.4万円～545.7万円	
その他		栗山町空き家バンクにて、町内の空き家・空き地を紹介	

地域	市町村名	区分	概要(H30.4.1現在)
道央(空知)	月形町	土地の販売・分譲	優良林間住宅【6区画】2,025～2,284㎡、198～224万円
		土地の販売・分譲	白陽団地【5区画】341～685㎡、239～480万円
		土地の販売・分譲	北陽団地【12区画】400㎡＝278万円
		住宅・土地取得に対する助成等	住宅を新築した場合、50万円の助成。分譲宅地に新築した場合は、100万円(町内業者による新築は200万円)の助成に加え、世帯員1人当たり3万円の商品券交付。
		住宅・土地取得に対する助成等	中古住宅を購入した場合、最大50万円助成
		住宅の改修に対する助成等	住宅のリフォームをした場合、最大60万円助成
		住宅設備設置等に対する助成等	住宅用太陽光発電システムを設置した場合、最大60万円助成
		その他	空き家・空き地情報の提供(空き家は売買・賃貸、空き地は売買のみ)
		住宅設備設置等に対する助成等	下水道整備区域外に住宅を新築する場合、合併処理浄化槽設置費用を助成
	浦臼町	住宅・土地取得に対する助成等	新築、中古住宅取得に要する費用の助成。(新築150万円、中古50万円)※夫婦のどちらかが40歳以下もしくは、中学校課程を修了する前までの子どもを養育する世帯には、25万円+町内商品券25万円を加算。
		住宅の改修に対する助成等 住宅設備設置等に対する助成等	町内住宅をリフォーム、改築、改修、解体、設備経費に係る改修工事等に対し、50万円以上の工事費の30%(上限30万円)を助成
		土地の販売・分譲	田宮団地分譲地 2区画先行販売 ①434.36㎡、1,954,620円 ②394.79㎡、1,776,555円
		その他	空き家・空き地バンクの設置
	新十津川町	その他	空き家・空き地・アパート情報の提供(HPIにて)
		住宅・土地取得に対する助成等	新築住宅取得の場合最大200万円、中古住宅取得の場合最大100万円の奨励金に加えて、中学生以下の子ども1人に対し15万円分の商品券を交付)
		住宅の改修に対する助成等	助成対象工事費30万円以上のリフォーム費用の1/5を助成(最大50万円)
		住宅設備設置等に対する助成等	合併処理浄化槽を設置する場合、補助金を交付(人槽により343,000～508,000円)
	妹背牛町	その他	土地、空き住宅(購入・賃貸)の情報提供
		土地の販売・分譲	宅地分譲地【5区画】.70.4坪～196.1坪、36万円～98万円(5,000円/坪)
		住宅・土地取得に対する助成等	新築するために土地を購入した場合、購入費用の1/3(上限50万円)商品券を交付。
		住宅・土地取得に対する助成等	新築住宅購入費用の1/10(上限:町内業者100万円・町外業者50万円)さらに18歳未満の子ども1人につき20万円、新規移住者の場合20万円増額。3年に分割(商品券)
		住宅・土地取得に対する助成等	2年以内に居住する中古住宅購入費用の1/10(上限10万円)、新規移住者20万円増額。2年に分割(商品券)
		住宅設備設置等に対する助成等	住宅用太陽光発電システム設置助成:上限21万円助成(1KWあたり7万円)
	秩父別町	住宅・土地取得に対する助成等	町内に65㎡以上の住宅を新築又は中古で購入した者に対し、100㎡以上の土地の購入費の2/3を補助(上限:新築200万円、中古100万円)
		住宅の改修に対する助成等	町内の既存住宅や空き家を取得し、改修を行った際に、既存住宅の改修費1/3を補助(上限:30万円)、空き家の改修費用の1/2を補助(上限:100万円)
		その他	町ホームページによる空き家・空き地情報の提供(購入、賃貸)
	雨竜町	住宅・土地取得に対する助成等	町への定住を条件とし、宅地購入後7年以内に住宅を新築した場合に1/2～1/3(条件有・上限150万円)を交付
		住宅・土地取得に対する助成等	町への定住を条件とし、町内業者工事で1,000万円以上の新築住宅工事費請負金額の1/10(上限250万円)を交付
		住宅の改修に対する助成等	町への定住を条件とし、町内業者工事で100万円以上のリフォーム住宅工事費請負金額の7/100(上限100万円)を交付
		住宅設備設置等に対する助成等	合併処理浄化槽設置の場合、352,000～588,000円の補助金を交付
	北竜町	住宅・土地取得に対する助成等	「宅地取得奨励事業」 定住促進に対する分譲地購入費用の1/2を上限100万円で助成
		住宅・土地取得に対する助成等	「持ち家取得奨励事業」 定住促進に対する新築建設費の1/2を上限200万円で助成
住宅・土地取得に対する助成等		「町並み整備建築奨励事業」 定住促進のために市街地区に新築建設費の1/2を上限150万円で助成	
住宅の改修に対する助成等		「空家等リフォーム奨励事業」 空屋等の増築・改築する為の建築費として1/10以内を上限150万円で助成	

地域	市町村名	区分	概要(H30.4.1現在)
道央(空知)	沼田町	住宅・土地取得に対する助成等	20歳代が住宅を新築した場合170万円、30歳代130万円、40歳以上50万円を交付
		住宅・土地取得に対する助成等	沼田町内に土地を購入して3年以内に住宅を新築した場合、土地代助成30万円
		住宅・土地取得に対する助成等	町内業者で住宅を新築した場合70万円加算
		住宅・土地取得に対する助成等	融雪溝設置路線沿いに住宅を新築した場合150万円を交付(住宅新築助成に加算)
		住宅・土地取得に対する助成等	購入した土地に所在する建物等町内業者により取り壊し、撤去、処分した場合 費用の2/3 上限100万円 ※建物を取り壊して、1年以内に新築した場合に対象
		住宅・土地取得に対する助成等	中古住宅を購入した場合、費用の1/2以内(上限50万円)を交付(更に、子育て世帯(中学生以下)が取得し3年以内に改築する場合、200万円以上の工事費に対して100万円を加算)
		住宅の改修に対する助成等	中古住宅を購入し、間取り変更等定められた大規模な改修(リノベーション)を行う際、子育て世帯が300万円以上の工事を行う場合150万円を交付し、子育て世帯以外が200万円以上の工事を行う場合は、工事費の1/4(上限100万円)を交付
		住宅の改修に対する助成等	町内業者で持家をリフォームした場合、費用の1/4以内(上限25万円)を交付
		住宅の改修に対する助成等	S56.5.31以前に着工された住宅を対象に、耐震診断等を行った後、建築基準法その他関係法令の規定に適合するように耐震改修工事を行う場合、工事費の1/4以内(上限50万円)を交付
		住宅設備設置等に対する助成等	ディスプレイ(家庭用生ごみ処理機)設置助成25,000円(子育て世帯50,000円)
		住宅設備設置等に対する助成等	融雪施設を設置した場合、20万円(共同の施設の場合40万円)を交付
		土地の販売・分譲	沼田町定住促進団地「沼田ニュータウン四季」13区画、356.70～547.69㎡、73～113万円
		道央(石狩)	札幌市
住宅設備設置等に対する助成等	札幌・エネルギーecoプロジェクト補助金制度:補助対象機器を設置する市民に対し、設置費用の一部を補助		
江別市	住宅・土地取得に対する助成等		同居・近居住宅取得補助:親世帯と子世帯が市内で同居または近居のために住宅を取得する場合、住宅取得費用の一部として最大50万円を助成。※条件あり
	住宅・土地取得に対する助成等		多子世帯住宅取得補助:19歳未満の子どもが2人以上で市内に住宅を取得する場合、住宅取得費用の一部として最大40万円を助成。※条件あり
	住宅の改修に対する助成等		同居リフォーム補助:親世帯と子世帯が市内で同居のためにリフォームを行う場合、リフォーム費用の一部として最大40万円を助成。※条件あり
千歳市	その他		「千歳市空き家・空き地情報」ホームページにおいて民間不動産情報へのリンクを行っている。
	土地の販売・分譲		・文教ニュータウン【89区画】264.48～432.15㎡、3,967,000～6,482,000円 ・福住住宅地【17区画】306.24～762.39㎡、4,759,000～15,324,000円
	住宅の改修に対する助成等		・千歳市木造住宅耐震診断補助金:診断経費の4/5(上限6万4千円) ・千歳市木造住宅耐震改修補助金:改修費用(上限30万円、改修費用に応じ変動)
恵庭市	土地の販売・分譲		分譲地「スマートタウンふれる恵み野」「プレストガーデン」の紹介。
	住宅の改修に対する助成等		昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅に対し、耐震改修費用を補助。
	住宅設備設置等に対する助成等		住宅用太陽光発電システムの設置に対し補助金を交付。
	住宅設備設置等に対する助成等		木質バイオマスストーブ、家庭用燃料電池、ガスエンジンコージェネレーションの設置に対し補助金を交付。
北広島市	住宅・土地取得に対する助成等		市内に住宅を購入した方(50歳未満)を対象に30万円～70万円を助成
	住宅の改修に対する助成等	市内に居住、所有の住宅の改修にかかる補助対象経費の1/10(上限10万円)を助成	
	住宅の改修に対する助成等	中古住宅を購入し、所有の住宅の改修にかかる補助対象経費の1/5(上限20万円)を助成	
	住宅設備設置等に対する助成等	一般住宅用太陽光パネルを設置する場合、上限15万円を助成	
	住宅設備設置等に対する助成等	合併浄化槽を設置する場合、1基につき352,000円～588,000円を補助	
	住宅設備設置等に対する助成等	省エネシステム(エコジョーズ・エコキュートなど)を設置する場合、30,000円を助成	
	住宅設備設置等に対する助成等	ペレットストーブを設置する場合、50,000円を助成	
	住宅設備設置等に対する助成等	介護認定審査の結果、非該当となった介護予防日常生活支援総合事業の事業対象者と認定された高齢者等が手すり取付や段差解消等の改修をする場合、改修費用の9/10又は8/10(上限9万円)を助成	
	その他	空き地、空き家に係る情報の提供	
	その他	空き家の解体工事にかかる費用の1/3(上限30万円)を助成	

地域	市町村名	区分	概要(H30.4.1現在)
道央(石狩)	石狩市	その他	空き家・空き地情報の提供
		住宅設備設置等に対する助成等	公共下水道全体計画区域外の定住される住宅に、個別排水処理施設を市で設置。(分担金あり)
		住宅の改修に対する助成等	木造住宅耐震改修費;建築物の耐震改修の促進に関する法律の基準による改修工事に対象経費の1/10以内(上限30万円)を補助
		住宅・土地取得に対する助成等	定住または創業のため空き家を購入した場合1件につき25万円を助成。地元事業者等による改修・改築等を実施した場合に25万円、18歳以下の子と同居する場合に25万円、市内に就業先がある市外からの転入者の場合に25万円をそれぞれ加算。
	当別町	住宅設備設置等に対する助成等	合併処理浄化槽の設置を希望する方、一定の条件を満たす方を対象に設置費用の一部を補助。浄化槽本体費用及び設置工事費の40%以内(排水整備に係る費用を除く)。(5人槽352,000円 7人槽441,000円 10人槽588,000円)
		土地の販売・分譲	町有宅地「ゆとりっち稲穂」の販売【16区画】288~423㎡ 183~266万円
		その他	木造住宅の耐震診断を行う場合、費用2/3(上限2万円)を助成
		その他	「住んでみたい当別推進協議会」において、希望者に対し町内中古物件及び宅地の情報提供
	新篠津村	土地の販売・分譲	定住促進団地「みのり団地」【21区画】401.29㎡~752.4㎡、3,398,900円~6,372,800円
		住宅・土地取得に対する助成等	みのり支援金:みのり団地に住宅を新築し、居住された方は3年間支援金を給付(①子育て②温泉入浴支援③定住支援のいずれか)
		その他	空き家・空き地に係る情報の提供:土地、住宅(購入)、住宅(賃貸)
	道央(後志)	小樽市	住宅の改修に対する助成等
住宅の改修に対する助成等			住宅にバリアフリー等の改造をする際に金融機関から受ける融資(上限200万円)の利子分を市が負担
その他			空き家・空き地バンクに登録の土地、住宅(購入及び賃貸)
島牧村		住宅設備設置等に対する助成等	合併処理浄化槽を設置する場合、補助金を交付(半額補助:上限40万円)
寿都町		土地の販売・分譲	渡島町分譲地【1区画】264㎡、220万円
		住宅・土地取得に対する助成等	個人住宅の建築又は新築建売住宅を購入する者に対し、経費の1/10(町内業者施工は上限150万円・町外業者施工は上限25万円)を助成、3年以上居住が条件
		住宅・土地取得に対する助成等	中古住宅を購入する者に対し、経費の1/10(上限25万円)を助成、3年以上居住が条件
		住宅の改修に対する助成等	町内の住宅を町内業者でリフォーム工事をした場合、経費の1/10(上限20万円)を助成
黒松内町		住宅・土地取得に対する助成等	自家住宅建築奨励金として住宅の建築費用の一部を助成。上限200万円(基本は25万円、町内業者施工1,125,000円加算、屋根の形や色、壁の色によって125,000円加算、黒松内型北方住宅基準該当の場合50万円加算)
		住宅の改修に対する助成等	リフォーム補助金:補助対象工事が50万円以上で、町内業者が施行するものの1/10(上限20万円)を補助
		住宅・土地取得に対する助成等	自家住宅取得奨励金として空き家等の購入費用の一部を助成(上限25万円)
		住宅設備設置等に対する助成等	住宅用太陽光発電システム導入補助金:町内の自ら居住する住宅に設置する発電システムの経費の一部を助成(上限50万円)
蘭越町	住宅の改修に対する助成等	ターナー・ターナーが所有又は蘭越町空家利活用提供事業に登録した物件の所有者が空き家を改修し、これから移住してくれる方が住まれる住宅の場合、補助対象額(50万円以上の工事)の2分の1を補助(最大100万円)	
	住宅の改修に対する助成等	エコ化を目的としたリフォームを対象。 ・断熱改修、断熱改修と一体的に行うバリアフリー工事、節水型トイレ、高断熱浴槽、LED照明、太陽熱利用システム設置工事に要した費用が50万円以上で、10分の3を補助(最大50万円)。 ・住宅用太陽光発電システム:設置費用が1kwあたり60万円(特殊工事控除)までで、最大24万円を補助。 ・ベレットストーブ:設置費用の3分の1を補助(最大5万円)。	
二七〇町	その他	土地、住宅(購入)、住宅(賃貸)の情報提供	
	住宅の改修に対する助成等	既存住宅の省エネルギー改修工事(30万円以上)に対して1/5(上限30万円)を助成	
	住宅設備設置等に対する助成等	合併処理浄化槽を設置する場合、設備費用の一部を補助	
真狩村	住宅・土地取得に対する助成等	村有地(分譲地を含む)を購入し住宅を新築した場合、土地購入費の1/5を商品券で助成(上限50万円)。あわせて敷地内に菜園を造成する場合造成費の1/2(上限10万円)を商品券で助成	
	住宅設備設置等に対する助成等	合併浄化槽の設置者に対して、事業費の1/2以内(上限30万円)を助成	
留寿都村	その他	留寿都村空き家バンクによる情報提供	
喜茂別町	住宅の賃貸に対する助成	新規就農者の定住化及び産業振興等に資するため、定住促進住宅を提供する	
	住宅の賃貸に対する助成	登録された民間賃貸住宅に入居し住宅手当等家賃に対する助成を受給していない者に対し家賃の一部を助成	
	住宅・土地取得に対する助成等	新築住宅の建築又は購入に要した費用のうち、補助対象者が負担する100分の10以内の額を助成する。限度額:一般移住者150万円(町内業者施工200万円)、子育て移住者200万円(町内業者施工250万円)、一般者100万円(町内業者施工150万円) 中古住宅の購入に要した費用のうち、補助対象者が負担する100分の20以内の額を助成する。限度額:一般移住者75万円、子育て移住者100万円、一般者50万円	
	住宅の改修に対する助成等	リフォーム工事に要した費用の額の10分の3を助成する:限度額 300万円を超える場合は、30万円	
京極町	住宅・土地取得に対する助成等	新築住宅取得(取得費用1,000万円以上のもの):100万円助成(定額) 中古住宅取得:購入金額の10分の1を助成(上限50万円)	

地域	市町村名	区分	概要(H30.4.1現在)
道央(後志)	倶知安町	住宅・土地取得に対する助成等	くっちゃん型住宅又はくっちゃん型住宅で北方型住宅にも登録された住宅で、面積を含む一定要件を満たす場合、50万円～230万円を補助
		住宅の改修に対する助成等	昭和56年5月31日以前に着工された住宅の耐震改修で、一定要件を満たす場合、経費の1/5(上限20万円)を補助
		住宅の改修に対する助成等	高齢者や身体障がい者等が住む住宅のバリアフリー改修で、一定要件を満たす場合、経費の1/5(上限50万円)を補助
		住宅の改修に対する助成等	住宅の省エネルギー改修で、一定の要件を満たす場合、経費の1/5(上限50万円)を補助
		住宅の改修に対する助成等	住宅の耐久性向上工事で、一定の要件を満たす場合、経費の1/5(上限50万円)を補助
		住宅の改修に対する助成等	住宅の雪対策改修で、一定の要件を満たす場合、経費の1/5(上限50万円)を補助
		住宅設備設置等に対する助成等	町内の戸建住宅を賃借する子育て世帯が、一定の要件を満たす場合、家賃の30～40%(最大2万円/月)を補助
		その他	補助対象者に対し、浄化槽の入槽区分に応じ231,000～351,000円(浄化槽設置工事に要した額が左記額に満たないとき、当該設置工事に要した額)
		その他	町ホームページにて「個人経営の住宅情報」を掲載(民間建物オーナーより依頼のあった分のみ)
	共和町	その他	住宅(購入)、住宅(賃貸)
		住宅設備設置等に対する助成等	下水道未整備地域で浄化槽の設置に要する費用を限度額の範囲で補助
		住宅設備設置等に対する助成等	下水道未整備地域で既存の排水設備及びトイレを水洗式にする費用を限度額の範囲で補助
	岩内町	その他	住宅(賃貸)
		住宅の改修に対する助成等	既設のトイレや排水設備を下水道に接続するための改造費助成(供用開始から3年以内に限る。)
		住宅の改修に対する助成等	耐震基準を満たしていない既存住宅の耐震改修工事を行う者に対し、その要する経費の一部を助成。 耐震診断は、対象経費の1/3(上限:30,000円) 耐震改修は、対象経費の10%(上限:200,000円)
		住宅設備設置等に対する助成等	防犯街路灯の設置費補助(LEDの場合→設置費の3/4、上限35,000円。LED以外の場合設置費の2/3、上限30,000円)
		住宅の賃貸に対する助成	移住した場合に、住宅家賃の一部を補助。(家賃-住宅手当等)×1/2(上限2万円) ※家賃には共益費、駐車場使用料等を含む。 ※転入した翌月から36ヶ月分(3年間)
	泊村	住宅の賃貸に対する助成	村内の民間賃貸住宅に住んでいる方の家賃を助成する
		住宅・土地取得に対する助成等 住宅の改修に対する助成等	新築、中古住宅購入、改修に対し奨励金を支給するもの。
	積丹町	土地の販売・分譲	町移住定住促進住宅用地【美国地区13区画】253.11～320.90㎡、360,400円～519,500円
	古平町	住宅・土地取得に対する助成等	中古住宅取得費用の助成(最大:75万円)
		住宅の改修に対する助成等	断熱改修・耐震改修・太陽光発電機器の設置等に係る費用の助成(最大:30万円)
		住宅の賃貸に対する助成	移住者やUターン者が、町内に家を借りて住む場合に家賃の助成(最大:1万円、期間:5年間)
	仁木町	住宅・土地取得に対する助成等	移住者、子育て世代(中学生以下の子供がいる)、若年世帯(45歳以下)の方が、新築又は建売購入した住宅について、住宅取得に要する費用が1,000万円以上のもので、要件を満たし場合に200万円を補助
		住宅の改修に対する助成等	移住者、子育て世代(中学生以下の子供がいる)、若年世帯(45歳以下)の、自らが所有又は居住する予定の住宅を改修する方に、その費用が500万円以上など、要件を満たし場合に100万円を補助
		住宅設備設置等に対する助成等	個人住宅で新たに合併処理浄化槽を設置しようとする方、既存の単独処理浄化槽を撤去して、新たに合併処理浄化槽を設置しようとする方に対し補助 【補助限度額】5人槽…959,000円 6～7人槽…1,105,000円 8～10人槽…1,356,000円
	余市町	土地の販売・分譲	余市まほろばの郷【13区画】259.74～540.03㎡、378～767万円
		住宅・土地取得に対する助成等	指定区域内に土地を購入し3年度以内に住宅を完成させ、居住する予定のある方、または、中古住宅を購入し居住する予定のある方を対象に購入費等の一部を助成
		その他	住宅性能が著しく低下している空家住宅を除却する方に対し、工事費等の一部を助成
		住宅設備設置等に対する助成等	下水道が整備されていない地域を対象として、浄化槽を設置する方に補助金を交付
	赤井川村	住宅・土地取得に対する助成等	新築住宅を建築し、その住宅に住所を有し、10年以上居住することを確約した場合、建築費用の300万円を助成。また、本支援事業により住宅を新築した場合、3年間固定資産税の1/2を軽減。

地域	市町村名	区分	概要(H30.4.1現在)
道央(胆振)	室蘭市	住宅・土地取得に対する助成等	市内に転入し、100万円以上の住宅を購入する子育て世代、若年者世代夫婦に対し、80万円を助成。また、本助成金を活用する場合、「フラット35」の金利を当初5年間、年0.25%引下げ可能。
		住宅の改修に対する助成等	空家バンク登録の空家を購入し、解体後に住宅を新築する場合、100万円以上の解体費に対し50万円助成。また、本助成金を活用する場合、「フラット35」の金利を当初5年間、年0.25%引下げ可能。
		住宅の改修に対する助成等	空家を取得しリフォームする場合、200万円以上の工事費に対し、1/5上限100万円を助成。また、本助成金を活用する場合、「フラット35」の金利を当初5年間、年0.25%引下げ可能。
		その他	18歳まで(18歳到達後の最初の3月31日まで)の子どもがいる子育て世帯に対し、市営住宅の抽選番号を一つ増やす。
	苫小牧市	土地の販売・分譲	自然環境に富んだ地区や利便性の高い地区など、ライフスタイルに合わせて選択いただける住宅用地(市有地)を分譲
		住宅の改修に対する助成等	住宅のリフォームに必要な資金を金融機関から融資を受けた市民に対し、その利子の一部(1.5%)を苫小牧市が利子補給として補助
		住宅設備設置等に対する助成等	市内に自ら居住する住宅に太陽光発電システム及び省エネ給湯暖房システムを設置しようとする方に、各システムの購入・設置に要する費用の1/10(各システムに補助上限あり)を補助。
	登別市	その他	市内の分譲物件の情報を提供
		その他	市内の賃貸・分譲物件の現地案内
		その他	市ホームページにて市内の不動産を扱う不動産会社のホームページを紹介(リンク)
		その他	宅建協会と連携し、市内の空き物件(民間所有)の情報を提供
	伊達市	その他	空き家バンク「すみか」:伊達商工会議所と連携し、市内の空き物件をWEBサイトで紹介
	豊浦町	空き家・空き地情報の提供	土地、住宅(購入)、住宅(賃貸)
		土地の販売・分譲	「船見ヶ丘」分譲地【1区画】462万円、363.65㎡
		住宅建築(購入)に対する助成等	住宅を新築、全面改築(建て替え)及び中古住宅を購入する際に奨励金を支給(一例:200㎡以上の土地を購入し、3年以内に65㎡以上の住宅を町内業者の施行により新築すると150万円)
		住宅改修に対する助成等	住民の住宅リフォームに対する商工会が実施する助成事業(1券50万円まで)
	壮瞥町	住宅・土地取得に対する助成等	・持ち家住宅取得奨励金:取得費の1/10以内で新築最大100万円、中古50万円
		住宅・土地取得に対する助成等	・民間賃貸住宅建設助成金:建設費の1/10以内で1戸あたり最大100万円
		住宅の改修に対する助成等	・空き家整理改修補助金:改修費の2/3(上限30万円)
	白老町	住宅・土地取得に対する助成等 土地の販売・分譲	白老町子育て世代・移住者等定住促進支援事業として、白老町の有する分譲宅地の購入を希望する子育て世代及び移住者等に対し、補助金を交付。
住宅設備設置等に対する助成等		白老町浄化槽設置整備事業として補助対象地域内において、条件を満たす浄化槽の設置を行う者に対し、補助金を交付。	
厚真町	住宅・土地取得に対する助成等	マイホーム建築助成金として、建築費用などへの助成金を支給。(フォーラムビレッジは最大150万円、きらりタウンは最大200万円)	
	住宅の改修に対する助成等	住宅リフォーム助成金として、「空き家バンク」に登録されている住宅を、定住用として利用するために改修する経費の一部を支給(対象経費の1/2・限度額100万円を助成)	
	住宅設備設置等に対する助成等	合併処理浄化槽の設置管理は町が実施。(使用料徴収)	
	土地の販売・分譲	フォーラムビレッジ【69区画】660~3324㎡、330~1,072万円 ルーラルビレッジ【3区画】1,006~1,200㎡、494~752万円 かみあつまきらりタウン【10区画】320~394㎡、221~266万円 パークタウン新町【2区画】313㎡、284万円	
	その他	厚真町空き家バンクにおいて、土地、住宅(購入・賃貸)の提供	

地域	市町村名	区分	概要(H30.4.1現在)	
道央 (胆振)	洞爺湖町	その他	空き家・空き地情報の提供: 土地、住宅(購入)、住宅(賃貸)	
		住宅の改修に対する助成等	住宅リフォーム支援事業補助金: 50万円以上のリフォーム工事が対象で10万円の商品券を交付、30万円以上50万円未満のリフォーム工事が対象で5万円の商品券を交付	
	安平町	住宅・土地取得に対する助成等	町営の3分譲地において、土地を購入し住宅を建設した方へ20万円相当の町商品券の贈呈	
		住宅・土地取得に対する助成等	町内に住宅と建設された方へ10万円相当の町商品券の贈呈	
		住宅設備設置等に対する助成等	太陽光パネル建設補助: 1kwあたり3万5千円(限度額14万円)	
		住宅設備設置等に対する助成等	下水道区域外での合併処理浄化槽設置する場合に人槽毎に補助金を交付	
	むかわ町	住宅・土地取得に対する助成等	【はーとふる・ほーむ助成事業】 ◎住宅の新築: 1,500万円以上(税抜)の建築費の一部助成(町内業者施工: 120万円、町外業者施工60万円 ※一部地域通貨含む) ◎中古物件取得: 建物分200万円以上(税抜)の購入費の一部助成(40万円 ※一部地域通貨含む) ◎加算項目: ①200万円以上の土地取得費の一部助成(町外者のみ対象): 20万円 ②就労者以外の18歳以下の同居者1名につき: 10万円	
		住宅の改修に対する助成等	【はーとふる・りふぉ〜む助成事業】 ◎バリアフリー改修: 助成率1/3、上限額50万円(助成基礎額は町基準にて算出: 9万円以上の工事が対象) ※一部地域通貨含む ◎耐震改修: 助成率1/3、上限額50万円 ※一部地域通貨含む ◎移住・定住の促進に資する改修: 取得から3年以内の物件について30万円以上の改修工事が対象。 助成率1/3、上限額80万円 ※一部地域通貨含む ※上記助成について、町外業者の施工工事の場合は助成上限額は1/2	
	道央 (日高)	日高町	その他	土地、住宅(購入)、住宅(賃貸)
			土地の販売・分譲	・富川南ニュータウン【24区画】337~429㎡、2,547,000~3,245,000円 ・富川南ニュータウンに住宅を新築した場合、100万円の住宅建設奨励金を完成後に交付、日高町内建設業者により建築した場合はさらに100万円を増額交付
その他			地場材活用補助金	
住宅設備設置等に対する助成等			合併処理浄化槽を設置する場合に、1基につき352,000円(5人槽)の補助金を交付	
住宅設備設置等に対する助成等		住宅用太陽光発電システム設置補助金(上限16万円)		
平取町		土地の販売・分譲	二風谷移住定住分譲宅地「レラの里」9区画、434.14㎡~509.97㎡、45万円~50万円	
	住宅の改修に対する助成等	町内の住宅をリフォームした場合、経費の1/2を助成(改修費用50万円以上、上限40万円)		
	住宅設備設置等に対する助成等	合併処理浄化槽を設置する場合に補助金を交付(基準額の1/2以内)		
新冠町	住宅・土地取得に対する助成等	町内に住宅を建設した場合に助成金を交付(町内業者で40万円、その他業者で10万円) 中古住宅を取得した場合に助成金交付(25万円) 町内業者で建設または中古住宅を取得した場合に住宅に関し、銀行などからの借入れに対する利子への助成 取得した住宅、土地にかかる固定資産税に対し、中学生以下の子どもがいる世帯の場合最長5年間助成		
	住宅の改修に対する助成等	町内業者でバリアフリーリフォームに関し、最高100万円の助成 中古住宅を取得し、小規模改修を対象とするリフォームへの助成(最高50万円) 福祉制度利用時のバリアフリーリフォームに関し、最高100万円の助成		
	住宅設備設置等に対する助成等	合併処理浄化槽の設置に関し、5人槽で最高50万円、7人槽で最高60万円の助成		
	その他	土地、住宅(購入)、住宅(賃貸)		
浦河町	その他	空き家・空き地情報の提供		
	住宅・土地取得に対する助成等	町内建築業者により新築した場合30万円の補助		
	住宅の改修に対する助成等	町内建築業者により改築した場合10~30万円の補助(子どもがいる場合は、1人につき10万円の増額)		
	住宅設備設置等に対する助成等	合併処理浄化槽を設置する場合に、1基につき352,000~1,545,000円の補助金を交付		
様似町	住宅・土地取得に対する助成等	町内建築業者が施工する一般住宅の新築や増築に最大50万円の補助		
えりも町	その他	空き家情報を町の広報紙にて掲載		
	住宅・土地取得に対する助成等	町内業者が行う住宅新築又は住宅改修で費用が100万円以上のものについて、補助金を交付		
	住宅設備設置等に対する助成等	・合併処理浄化槽を設置した場合につき、1基につき45~95万円の補助金を交付 ・合併処理浄化槽を設置するため金融機関から融資を受けた者に対し、その利子補給金を交付		
新ひだか町	その他	HP、窓口等で町内不動産業者を紹介。		
	住宅設備設置等に対する助成等	住居を目的とした新築及び既存の住宅に小型合併処理浄化槽を設置される方に対する補助金制度。		
	住宅・土地取得に対する助成等	【新築マイホーム取得応援ギフト発行事業】町内建設業者により住宅の新築を行った者に対し、対象住宅に適用された固定資産税の減額と同額の「新ひだか町健康づくり商品券」を応援ギフトとして発行。		

地域	市町村名	区分	概要(H30.4.1現在)
道南(渡島)	函館市	住宅の改修に対する助成等	子育て世帯が自ら所有する空家を改修し居住する場合、改修費の一部を補助
		住宅の改修に対する助成等	市内に自らが所有し居住(予定を含む)する住宅のバリアフリー・断熱・耐震改修に係る費用の一部を補助
		その他	市内西部地区の都市景観形成地域を対象に、空家相談の受付(仲介・斡旋は行っていない)
	北斗市	住宅・土地取得に対する助成等 住宅の改修に対する助成等	北斗市空き家バンク活用事業補助金によるバンク物件の購入費・改修費・解体費等を最大100万円補助
		住宅の改修に対する助成等	高齢者世帯などを対象に、自立した生活を手助けするための、居住する住宅の改修費用の一部を助成
		住宅の改修に対する助成等	市内で、昭和56年5月31日以前に着工した木造住宅の耐震診断や耐震改修の経費の一部を補助
		住宅設備設置等に対する助成等	住宅用太陽光発電システムを新たに設置・管理し、一定の要件に該当する方に補助
		住宅設備設置等に対する助成等	下水道処理区域外で合併処理浄化槽を希望する場合、市が設置し、受益者分担金・下水道使用料を徴収
	松前町	その他	空き家、空き地情報の提供 協定締結する町出身不動産業者(函館市)が情報提供と交渉の仲介
	福島町	住宅・土地取得に対する助成等	町内に定住する目的で、住宅を新築又は中古住宅等を購入した場合、奨励金を支給。 ※支給要件がありますので、詳細はお問い合わせください。
		その他	空き家バンクの開設
	知内町	住宅の賃貸に対する助成等 住宅・土地取得に対する助成等	セミオーダー型戸建住宅賃貸(20年後に自己所有)
		住宅の賃貸に対する助成等 住宅・土地取得に対する助成等	空家等のリフォーム、除却に係る費用の助成
		住宅・土地取得に対する助成等	土地、住宅(購入)、住宅(賃貸)
	木古内町	住宅・土地取得に対する助成等 住宅の賃貸に対する助成等	住宅・土地取得に対する助成等 土地の販売・分譲
		土地の販売・分譲	宅地造成済み町有地【8区画】328.29～351.53㎡203～289万円。ただし、契約から1年以内に住宅を建設する場合は半額免除
		住宅の改修に対する助成等 その他	町有地【3区画】486.53～1803㎡、310～1,100万円 町内の空き家リフォーム工事費など事業費の1/2(上限100万円)を助成
	七飯町	その他	七飯町空き地空き家バンクによる物件情報の提供
		住宅設備設置等に対する助成等	合併浄化槽の設置に要する経費の、1/2の額又は補助限度額のいずれか低い額を補助
	鹿部町	その他	空き家などの情報を提供
森町	土地の販売・分譲	からまつの森分譲地【45区画】75～150坪、589,000円～1,233,000円	
	住宅・土地取得に対する助成等	からまつの森分譲地を購入し、住宅を新築、かつ転入した場合に最大50万円の補助金を交付	
八雲町	その他	八雲町空き家バンクによる物件情報の提供	
	住宅設備設置等に対する助成等	合併処理浄化槽を設置する場合に、1基(5人槽)について最大70万円の補助金を交付	
長万部町	その他	町ホームページ掲載による土地、住宅(購入・賃貸)の紹介	
道南(檜山)	江差町	土地の販売・分譲	町内の宅地の分譲。(2区間)141.86～276.25㎡、3,370～4,779千円
		住宅・土地取得に対する助成等	上記土地の購入から1年以内に自己の居住のための住宅建設の契約を、町内に所在地がある業者と締結し、なおかつ5年以上居住を予定している場合は、土地販売価格の30%相当額の奨励金を交付。さらに、小学生以下の子どもがいる世帯は、子ども1人につき6万円を追分カード商品券で上乗せし交付
	上ノ国町	住宅の改修に対する助成等	住宅リフォーム補助金 工事費の20%【限度額30万円】
		土地の販売・分譲	ハンノキ地区分譲宅地【50区画 坪単価1万円】
	厚沢部町	住宅・土地取得に対する助成等	町内に住宅を新築した場合、50万円の奨励金を交付(中学生までの子ども同居の場合30万円～50万円の加算、老人同居の場合30万円の加算)。さらに町内建設業者による施工の場合は、50万円相当の商工会発行の商品券を交付
		住宅設備設置等に対する助成等	合併処理浄化槽を設置する場合に、5人槽で110万円、7人槽130万円、10人槽(2世帯住宅のみ)170万円の補助金を交付
		土地の販売・分譲	宅地分譲【4区画】360～436㎡、545～593万円
	乙部町	土地の販売・分譲	緑台団地6区画を分譲
		その他	「空き家空き地情報の提供」として北海道空き家情報バンクへの登録とパンフレットでの紹介
	今金町	住宅・土地取得に対する助成等	町内に住宅を取得する方に対し、マイホーム取得奨励金(40万円、町外から転入した世帯は50万円加算)を交付。
		土地の販売・分譲	今金町字今金435番地358他【2区画】8,500円/㎡(約28,050円/坪)
		住宅の改修に対する助成等	町内の住宅リフォーム工事費など事業費(税別)の20%(上限額30万円)
		住宅・土地取得に対する助成等	町内の賃貸住宅を新築及び改築する方に対し、建設費用の一部を助成。[新築:戸建住宅90万円、共同住宅(1LDK以下)50万円、(2LDK以上)200万円][改築:戸建住宅工事費用20%(上限30万円)、共同住宅工事費用20%(上限100万円)]

地域	市町村名	区分	概要(H30.4.1現在)
道南 (檜山)	せたな町	住宅・土地取得に対する助成等	町内に以下の条件で住宅を建設、又は購入する者に対し、奨励金を交付する。 (1)町内に自らの居住の用に供する住宅を町内業者により建設する者 1,000,000円 (2)町内に自らの居住の用に供する住宅を町内業者以外により建設する者 300,000円 (3)町内に自らの居住の用に供する住宅を購入する者 200,000円
		土地の販売・分譲	夕陽が丘宅地分譲地(瀬棚区)【7区画】319.58～495.62㎡、8,000円/㎡(26,446円/坪) 川沿地区宅地分譲地(北檜山区)【7区画】302.14～331.95㎡、9,900円/㎡(32,670円/坪)
道北 (上川)	旭川市	土地の販売・分譲	嵐山優良田園住宅「嵐山ファームヒルズ」【8区画】600.01～773.28㎡
		土地の販売・分譲	旭川市東桜岡優良田園住宅【4区画】約1,190㎡=500万円
		住宅・土地取得に対する助成等	旭川市山村定住促進補助金：江丹別地域の土地や家の購入をし、移住した場合に購入金額の一部を補助。 江丹別地域の家を購入または新築、改修し、移住した場合に上記金額に加え、住宅取得にかかる費用の一部を補助。ただし、市内に事務所をおく会社等が建築、改修、分譲、販売した場合に限る。また、世帯に中学2年生までの子がいる場合は加算補助
		住宅設備設置等に対する助成等	旭川市山村定住促進補助金：江丹別地域に移住し、合併処理浄化槽を設置する場合に、補助金を交付(金額は大きさにより異なる)
		住宅設備設置等に対する助成等	旭川市合併処理浄化槽整備事業補助金：合併処理浄化槽を設置する場合に、補助金を交付(金額は大きさにより異なる)
	士別市	住宅の改修に対する助成等	士別市で中古住宅を改修し居住する場合、50万円以上100万円未満の改修工事は10万円、100万円以上の改修工事は20万円助成(いずれも定額)
		住宅・土地取得に対する助成等	住宅を新築する場合、居住部分1㎡につき1万円助成(上限100万円)
	名寄市	住宅の改修に対する助成等	住居をリフォームする工事費が50万円以上100万円未満の場合10万円、100万円以上は20万円の補助金を交付
	富良野市	住宅の改修に対する助成等 住宅設備設置等に対する助成等	住宅リフォーム促進事業～住宅改修(一部例外有)および浄化槽設置工事に対し工事費に応じた補助金を助成する
	鷹栖町	住宅・土地取得に対する助成等 住宅の改修に対する助成等	町内に住宅を新築する方および町内に既存の住宅を増改築する人に対して、補助金を交付(基本額上限30万円、加算項目により最大130万円)
		住宅の改修に対する助成等	町内の空き家を改修して定住する人に対して、補助金を交付(基本額上限50万円、加算項目により最大80万円)
		住宅設備設置等に対する助成等	合併処理浄化槽を設置する場合に、経費の一部を補助(5人槽52万円、7人槽60万円、10人槽82万円)
		住宅設備設置等に対する助成等	融雪槽、ロードヒーティングの設置費用に対して、1/2を助成(上限35万円)
		住宅設備設置等に対する助成等	住宅用太陽光発電システムを設置する人に、1kW当たり5万円を補助(上限20万円)
	東神楽町	その他	宅建協会旭川支部が開設しているIRI旭川不動産情報において、東神楽町内にある売買物件を一覧できるページを掲載してもらい、町のホームページからアクセスできる。
	当麻町	住宅・土地取得に対する助成等	当麻町産の木材を活用し、町内に住宅を新築する方に補助金を交付する。(上限250万円)
		住宅・土地取得に対する助成等	元当麻町民で、当麻に戻って住宅を建築する方に補助金を交付する。 (上限 町産材を使用する：一律450万円 町産材を使用しない：一律200万円)
		住宅・土地取得に対する助成等 住宅の賃貸に対する助成	婚姻に伴う経済的負担を軽減することを目的として、新規に婚姻した世帯に対し、住宅費及び引越費用の一部を補助する。(上限30万円、年齢要件あり 所得制限あり)
		住宅の改修に対する助成等	介護保険居宅サービス 住宅改修費の支給 (上限：支給限度基準額(20万円)の9割(18万円))
		住宅の改修に対する助成等	日常生活用具給付 住宅改修費の支給 (上限：支給限度基準額(20万円)の9～10割)
		住宅の改修に対する助成等	既存住宅の耐震改修工事を行う住宅リフォームを行う方に補助金を交付する。 (上限 耐震改修：30万円 住宅リフォーム：リフォームに係る費用が100万円以上の場合のみ20万円)
		土地の販売・分譲	ニュータウンとうま第3期：残1区画 ニュータウンとうま第4期：残2区画 ハートフルタウンとうま 残18区画
		住宅設備設置等に対する助成等	住宅用太陽光発電システムを設置する方に補助金を交付する。(上限10万円)
住宅設備設置等に対する助成等		合併処理浄化槽の設置に係る費用について補助金を交付する。(5人槽50万円、7人槽65万円)	
住宅設備設置等に対する助成等		合併処理浄化槽の管理経費に対して補助金を交付する。(経費の1/3)	
住宅設備設置等に対する助成等		融雪槽、ロードヒーティングの設置に要する費用に対して補助金を交付する。 (上限 費用の2分の1以内 限度額30万円) (2戸以上の共同設置の場合は、費用の3分の2以内 限度額40万円)	
住宅設備設置等に対する助成等	暖房用として木質燃料ストーブを設置する方に補助金を交付する。(経費の1/2以内 上限20万円)		
比布町	その他	空き地情報の提供	
	土地の販売・分譲	めぐみタウン【3区画】546㎡=1,403,000円	
	住宅・土地取得に対する助成等	宅建協会旭川支部加盟事業者が取扱う物件の購入者のうち、中学生以下の子供がいる世帯に対し、子供1名当たり50万円補助(最大150万円) 土地の売買者に対して媒介手数料の補助(最大50,000円)	
	住宅設備設置等に対する助成等	合併処理浄化槽設置整備事業補助金：40万円～100万円	
	住宅設備設置等に対する助成等	合併処理浄化槽管理経費補助金：5年目まで1/2、6年目以降1/2(上限2万円)	

地域	市町村名	区分	概要(H30.4.1現在)
道 北 (上 川)	愛別町	その他	土地、住宅(購入)、住宅(賃貸)
		土地の販売・分譲	ひがしの団地
		住宅の改修に対する助成等	住宅の耐震改修をした場合助成(耐震診断5万円、耐震改修工事30万円)
		住宅の改修に対する助成等	町の空き家情報に登録されている空き家を改修するための費用の1/2を助成(上限50万円。ただし、町内業者を利用する場合は55万円)
		住宅設備設置等に対する助成等	太陽光発電システムを設置した者に対し、1kwにつき7万円(上限21万円)を助成
	上川町	住宅の改修に対する助成等	町内業者により住宅リフォームした場合、経費の1/5(上限30万円)を助成
		住宅の改修に対する助成等	バリアフリーリフォームをした場合、経費の1/5(上限20万円)を助成
		住宅設備設置等に対する助成等	CO2冷媒ヒートポンプ給湯器(エコキュート)を住宅に設置する場合、経費の1/10(上限5万円)を助成
		住宅設備設置等に対する助成等	融雪槽、ロードヒーティングを設置した場合、経費の1/5(上限20万円)を助成
		住宅設備設置等に対する助成等	浄化槽を設置する場合、経費の1/3(上限50万円)を助成
	東川町	住宅の改修に対する助成等	建築年数22年以上を経過している75歳以上の高齢者住宅のリフォームについて25万円を助成
		土地の販売・分譲	ガーデンコートキタウンⅡをH30年5月7日14区画分譲開始【残8区画】375～472㎡、374～538万円
		土地の販売・分譲	友遊団地【残1区画】594㎡、458万円
		住宅設備設置等に対する助成等	合併処理浄化槽の設置補助(10人槽まで)、新築の場合1基あたり375,000～600,000円、改築750,000～1,200,000円
		住宅設備設置等に対する助成等	町内業者が施工する木造のカーポート、車庫、物置の建設費助成50万円。薪ストーブ設置助成50万円
	美瑛町	住宅・土地取得に対する助成等	美瑛町定住住宅取得助成制度
		住宅の改修に対する助成等	美瑛町定住住宅取得助成制度、住環境整備費助成制度、美瑛町既存住宅耐震改修費補助金
		住宅設備設置等に対する助成等	浄化槽設置補助金、太陽光発電システム設置助成事業
		土地の販売・分譲	美瑛町美馬牛分譲地
	上富良野町	その他	土地、住宅(購入)、住宅(賃貸)の情報提供
	中富良野町	住宅の改修に対する助成等	【住宅リフォーム促進事業補助金】 町内に住宅を有し居住する個人で、自己の所有する個人住宅をリフォームする方に、工事費の一部を補助する(上限50万円)
		住宅設備設置等に対する助成等	【個人住宅用太陽光発電システム設置補助金】 新築または既存住宅に太陽光発電システムを設置した方に、1kW当り5万円を補助する(上限20万円)
		住宅設備設置等に対する助成等	【新合併処理浄化槽設置整備事業補助金】 居住を目的とした新築住宅に新設する合併浄化槽の設置者へ人槽に応じて設置費用(定額)を補助する(5人槽:33万円、7人槽:40万円、10人槽:47万円)
		住宅・土地取得に対する助成等	【新定住応援促進事業補助金】 住宅を新築された方へ補助する(補助金70万円、中富良野町商工会商品券30万円)
		住宅の賃貸に対する助成	【子育て世代等応援定住促進事業補助金】 ・(新婚・子育て世帯賃貸住宅家賃助成事業)賃貸住宅(民間住宅・公営住宅)の賃借を行う若者等の世帯に対し補助する(上限5万円:24ヶ月)
		住宅の改修に対する助成等	【住宅改修費】 介護保険で要介護(要支援)の認定を受けた方を対象に、小規模な住宅改修費用を支給する(上限40万円)
	南富良野町	その他	土地、住宅(購入)、住宅(賃貸)情報の提供
土地の販売・分譲		落合、下金山分譲地【2区画】522～589㎡356千円～473千円	
住宅・土地取得に対する助成等		新築した場合、工事費の1/10(上限100万円)を助成(現金70万円、商品券30万円)、移住者は、20～40万円(商品券)加算有、土地購入費加算有 助成限度額50万円	
住宅の改修に対する助成等		住宅リフォーム経費の50%を助成 助成限度額50万円	
住宅設備設置等に対する助成等		合併処理浄化槽を設置する場合、設置費用の87.5%に相当する額が、次の人槽に応じた限度額のいずれか低い方の額を交付。<補助金 上限額>5人槽 821千円、7人槽958千円、10人槽1,218千円	
占冠村	住宅・土地取得に対する助成等	住宅取得助成(現金50万円)	
	住宅・土地取得に対する助成等	新築後5年を経過し、今後5年以上継続して暮らす場合に20万円の商品券を贈呈	
	その他	定住世帯の人員が2人以上の場合、固定資産税相当額の3年間分を商品券で交付	
和寒町	住宅・土地取得に対する助成等	空き家・空き店舗売上の提供、家主と希望者のマッチングを実施します。	
	住宅の改修に対する助成等	バリアフリー改修を行う場合1/2以内を補助します。(上限15万円)	

地域	市町村名	区分	概要(H30.4.1現在)	
道北(上川)	剣淵町	住宅の改修に対する助成等	100万円以上の改修工事で町内業者30万円、町外業者15万円を補助(うち3分の1は町内商品券支給)。	
		住宅・土地取得に対する助成等	100万円以上の新築工事で町内業者60万円、町外業者30万円を補助(うち3分の1は町内商品券支給)。	
		住宅設備設置等に対する助成等	剣淵町合併処理浄化槽設置事業。公共下水道に接続しておらず、汲み取りを行っている家庭が対象。設置費用を助成。	
		その他	空き家・空き地情報をホームページ上で提供。	
	下川町	住宅・土地取得に対する助成等	住宅を新築(購入)した場合、地域材の使用量に応じて8~350万円の補助、気密性能クリアで40万円、断熱性能基準クリアで60万円、外壁に地域材2㎡以上の利用で20万円加算	
		住宅・土地取得に対する助成等	中古住宅の購入額の20%を補助(上限150万円)	
		住宅・土地取得に対する助成等	移住者、移住希望者、子育て世代が空き家を取得・改修した場合、経費の3分の2を補助(上限500万円)	
		住宅の改修に対する助成等	100万円以上の改修をした場合、所得に応じて25万あるいは40万円、300万円以上の改修をした場合100万円、500万円以上の改修をした場合150万円の補助、気密性能クリアで20万円、断熱性能基準クリアで30万円、外壁に地域材2㎡以上の利用で20万円加算	
		住宅設備設置等に対する助成等	設置費を含み30万円以上の木質バイオマス活用機器を設置した場合、20万円の補助	
		住宅設備設置等に対する助成等	1kW以上の太陽光発電システムを設置した場合、15万円を上限に6分の1を補助	
	美深町	住宅・土地取得に対する助成等	町内に住所を有する者又は町内に住所を有することとなる者に、町内業者が施工するものに最大100万円(町産材利用で最大200万円上乗せ)、町外業者が施工するものに最大30万円(町産材利用で最大120万円上乗せ)を補助	
		住宅の改修に対する助成等	町内に住所を有する者又は町内に住所を有することとなる者に、工事金額が30万円以上で町内業者が施工するものに対し、一般改修最大30万円(町産材利用で最大15万円上乗せ)、特別改修最大20万円(町産材利用で最大10万円上乗せ)を補助	
		住宅設備設置等に対する助成等	太陽光パネルなどの設置に対し、最大50万円を補助(工事金額が30万円以上)	
	音威子府村	住宅・土地取得に対する助成等	新築に対し最大250万円、基礎工事が必要ならば、最大30万円上乗せ	
		土地の販売・分譲	北星団地【残り4区画】1区画159坪、90万円~95万円(土地を購入し10年居住すると、土地代金全額返還)	
	中川町	住宅設備設置等に対する助成等	農業集落排水設備に接続する工事費の1/2額を補助	
	幌加内町	住宅・土地取得に対する助成等	住宅建築(購入)に対する助成等:200万円(特別住宅は250万円)を限度としたものに、新築住宅の場合は200万円を合算し、中古住宅取得の場合は200万円に経年減点補正率を乗じた額を合算し、助成します。	
		住宅の改修に対する助成等	町民が町内業者により住宅のリフォームをした場合、工事費の2/5(上限30万円)を助成。町外業者の場合、上限20万円を助成	
		土地の販売・分譲	幌加内町宅地分譲地【7区画】495㎡、80~90万円	
	道北(留萌)	留萌市	住宅の改修に対する助成等	市内に住所を有する方が現に居住している市内の住宅の改修工事(工事対象経費が100万円(税込)以上で年度内に工事費用の支払いを含めて完了する増改築工事など)を、市の制度に基づき資格登録を受けた市内に本店を有する法人・個人が行う場合に、20万円を上限に助成します。
			土地の販売・分譲	町有地【1区画】347㎡ 428万円
増毛町		住宅の改修に対する助成等	空き家住宅購入費用の1/2以内(上限30万円)を助成。また、同時に敷地も購入した場合は10万円を加算	
		住宅の改修に対する助成等	町内において住宅をリフォームした場合(100万円以上)、30万円を助成	
		住宅設備設置等に対する助成等	下水道整備予定区域を除く町内全域で合併処理浄化槽を設置する場合に、588,000円を上限に補助金を交付	
		その他	空き地・空き家情報の提供	
小平町		その他	賃貸物件及び公営住宅等の情報提供	
		住宅設備設置等に対する助成等	合併処理浄化槽を設置する場合に補助金を交付。補助金の額は5人槽352,000円、6、7人槽441,000円、8人槽以上588,000円の予定	
苫前町		住宅・土地取得に対する助成等	定住促進空家活用助成金:町内の空家住宅を購入する場合に転入者へ助成(上限100万円)	
		住宅・土地取得に対する助成等	町内に住宅を新築した場合200万円を助成(町内業者の施工に限る。)	
		住宅の改修に対する助成等	町内の住宅をリフォームした場合、工事費が100万円以上であれば20万円を助成(町内業者の施工に限る。)	
		住宅の改修に対する助成等	定住促進空家活用助成金:町内の空家住宅を改修する場合に上限30万円を助成(工事費の2分の1以内、町内業者の施工に限る。)	
		住宅設備設置等に対する助成等	くみ取り式便所及び合併浄化槽を改造して下水道へ接続する場合、12万円(一般家庭で1基の場合)を補助	
		住宅設備設置等に対する助成等	下水道計画区域外で合併浄化槽を設置する場合、633千円(5人槽まで)を限度に補助	
	その他	定住促進空家助成金:町内の空家住宅の家財整理をする場合に上限20万円を助成(費用の2分の1以内、町内業者の施工に限る。)		

地域	市町村名	区分	概要(H30.4.1現在)	
道北(留萌)	羽幌町	住宅の改修に対する助成等	町内に住所を有する方が、町内の住宅リフォームした場合(工事に有する費用が100万円以上の場合)、定額(20万円)を助成	
		住宅設備設置等に対する助成等	町下水道計画区域外全域において合併浄化槽を設置する場合に352,000~686,000円の補助金を交付	
		その他	空家を購入の上改修し、居住の用途に使用するものについて、改修費用の1/2以内を助成(上限額50万円)	
		その他	空家を賃借するため、又は、賃借し居住するために改修する場合、改修費用の1/2以内を助成(上限額25万円)	
		その他	土地・住宅(購入)、住宅(賃貸)の情報提供	
	初山別村	住宅・土地取得に対する助成等	村内に住宅を新築する方で、かつ金融機関の借り受けが決定している方に450万円を限度に無利子貸与。	
		住宅の改修に対する助成等	村内業者が行う住宅の改修工事で、改修工事に要する費用の額が100万円以上のものに対し30万円助成。	
	遠別町	住宅の改修に対する助成等	町内の住宅をリフォームした場合、経費の1/4(上限25万円)を助成。また、バリアフリー改修を行う場合、経費の1/4(上限25万円)を助成。	
		その他	住宅(購入)、住宅(賃貸)	
		その他	遠別町移住定住促進住宅 S57・S58建設(H25改修)各1棟4戸、3LDK、15,000円/月	
	天塩町	住宅・土地取得に対する助成等	住宅新築の助成(最大270万円)、住宅リフォームの助成(最大75万円)	
		その他	土地、住宅(賃貸)の情報提供	
	道北(宗谷)	稚内市	その他	賃貸物件・中古物件に係る情報提供(市の空き家バンクに掲載しているものを含む)
		猿払村	その他	公営住宅等の情報提供、空き家バンクによる情報提供
			住宅・土地取得に対する助成等	持家住宅の完成後に50万円の助成金。ただし、建築主体工事契約で村内に本社の住所を有する企業と契約し、当該持家住宅を施工した場合は、150万円を加算。
浜頓別町		住宅・土地取得に対する助成等	空き家・空き地情報の提供:住宅(購入)、住宅(賃貸)	
中頓別町		住宅・土地取得に対する助成等	・土地、住宅(購入)、住宅(賃貸) ・宮下定住促進団地1区画約500㎡、1,500円/㎡	
		住宅の改修に対する助成等	町内で固定資産税評価額が150万円を超える新築・増改築する住宅に対して経費の一部を助成(家屋評価額を基準に上限240万円)	
		住宅設備設置等に対する助成等	専用住宅及び店舗併用住宅で10人槽以下の合併処理浄化槽設置経費の10/7を補助	
枝幸町		土地の販売・分譲	住宅の販売・賃借 旧職員住宅売却(木造 67㎡)【3戸S58~H2築】49,000円~98,000円	
		その他	空き家バンク(町ホームページより空き家情報の提供)	
豊富町		住宅・土地取得に対する助成等	町内建築業者が施工する補助要件を満たす住宅を豊富町に建設する住民に対し、建設費の一部を助成(300万円または100万円)	
		住宅の改修に対する助成等	町内業者が施工する補助要件を満たす住宅改修工事を行う住民に対し、工事費の一部(一定割合、上限額有)を助成する。改修工事内容により工事費補助割合は20%~40%、上限額は100万円~300万円となる。	
		その他	空家等建築物を解体する所有者等に対して、解体等に要する経費の1/2以内を助成(上限額50万円)	
		その他	賃貸のために家屋の改修等を行う空家所有者等に対して、改修等に要する経費の1/5以内を助成(上限額50万円)	
利尻町		その他	町民の定着と町外からの転入を促し、過疎化の防止と活性化を図るため、利尻町定住促進団地の設置及び管理に関する条例に基づき、定住促進団地を設置・管理している。利尻町定住促進団地「あけぼのニュータウン」は全26区画のうち、23区画を貸し付け済み、3区画を貸し付け中。	
		住宅の改修に対する助成等	町内に居住する65歳以上の要介護状態等でない高齢者を対象とした屋外玄関前階段の転倒防止手摺の設置、屋外玄関前階段のバリアフリー化への改修、交通安全等上、必要と認められる手摺の設置費用を助成。(住宅改修に要する費用の1/2以内、助成限度額50,000円)	
	住宅の改修に対する助成等	利尻町内で自ら居住する住宅や親族が居住する住宅又は併用住宅のリフォームをするため、町が指定する金融機関から融資を受けた場合、返済した利子を最大5年間、町が補給(利子補給対象額は、金融機関からの借入額のうち、300万円を限度)		
利尻富士町	その他	新たに漁業に就業する者は、漁業者向けの住宅に入居可能。入居期間は5年間。		
	住宅設備設置等に対する助成等	公共下水道処理区域外における合併処理浄化槽を設置する世帯に対し、12万円(一般世帯一基の場合)を補助		
幌延町	住宅・土地取得に対する助成等	住宅の新築・改修・取得に対する補助金 建設等の費用×20%(上限:新築300万、改修150万、取得100万)		
オホーツク	北見市	住宅設備設置等に対する助成等	「住宅用太陽光発電システム導入補助事業」 北見市内の住宅に太陽光発電システムの設置、又は建売住宅供給者等から太陽光発電システム付の住宅(新築のみ)を購入する方に対して、補助金を支給します。(住宅用太陽光発電システム:6万円(定額) 定置用蓄電システム:15万円(定額))	
		住宅の改修に対する助成等	「北見市住宅エコ改修補助事業」 市内にある既存住宅の省エネルギー化やバリアフリー化に掛かる改修工事費用の一部を補助します。 (補助対象工事費の20%・20万円を上限)	
		その他	移住ワンストップ窓口にお問い合わせいただいた希望者に対し、移住コンシェルジュが市内の住宅(購入・賃貸)、土地(購入・賃貸)の情報について提供します。	

地域	市町村名	区分	概要(H30.4.1現在)
オ ホ ー ッ ク	網走市	住宅の改修に対する助成等	・市内で住宅を所有(取得)し居住する方に、住宅リフォーム費用の補助(10万円以上の工事に対し10%かつ限度額10万円(子育て世帯20万円))を実施。
		土地の販売・分譲	・市有地【8区画】 ①宅地(南東)610.75㎡、13,253,000円 ②宅地(桂町)330.25㎡、3,533,000円 ③宅地(桂町)320.78㎡、4,138,000円 ④雑種地(向陽ヶ丘)3,900.00㎡、28,470,000円 ⑤宅地(天都山)667.57㎡、3,299,000円 ⑥宅地(天都山)520.97㎡、2,483,000円 ⑦宅地(天都山)520.96㎡、2,431,000円 ⑧宅地(天都山)230.00㎡、1,449,000円
	美幌町	住宅・土地取得に対する助成等	町内で生産されたFSC認証材を10㎡以上使用し、かつCOC認証を取得している町内工務店による新築・増改築の場合、集材材は1㎡あたり4万円を補助し、コアドライ材は1㎡あたり12万円を補助
		住宅の改修に対する助成等	工費50万円以上(税抜)のリフォームあるいはCO2排出削減に寄与する設備の設置工事に対し、工事費の1/5(上限50万円)を補助
		住宅設備設置等に対する助成等	ベレットストーブの設置(購入)に要する経費の2/3以内(上限40万円)を補助
	津別町	住宅・土地取得に対する助成等	中古住宅を購入される方に奨励金を交付。建物の固定資産税課税標準額が150万円以上の中古住宅を購入される方・10年以上の定住を確約される方。
		住宅の改修に対する助成等	住宅を改修される方に奨励金を交付。建築後10年以上経過した住宅の改修工事で、改修後10年以上の定住を確約された方が対象。
		住宅・土地取得に対する助成等	住宅を新築される方に奨励金を交付。町内に住所がある方又は今後町内に転入しようとする方で、自らが住む住宅を新築し10年以上の定住を確約される方。
		土地の販売・分譲	分譲地・町有地の販売。
	清里町	住宅・土地取得に対する助成等	新築住宅を購入または建設した場合50万円を交付。中古住宅を購入した場合、上限を50万円として取得価格分を交付。上記で町内に営業所がある事業者で新築住宅を建設する場合は50万円を加算。小学生以下の子どもがいる場合、上限100万円として1人当たり50万円加算する。
		住宅の改修に対する助成等	町商工会会員事業者により、自分の所有する住宅を増築・改築・改修工事する場合に、費用の1/3(上限30万円)を交付。
		その他	空き家バンク事業により、町内の空き家・空地情報を提供する。
	訓子府町	住宅・土地取得に対する助成等	本町空き家バンクをとおして成立した物件の取得費用や取得物件の改修費用に対して、最大で300万円の助成を行う。
		住宅の改修に対する助成等	
		住宅設備設置等に対する助成等	住宅に太陽光発電システムを設置する方へ設置費用の一部を助成する。
	置戸町	土地の販売・分譲	宅地 415.27㎡ 3,114,525円
		土地の販売・分譲	境野親交団地【3区画】462.82㎡=499,800円、545.46㎡=589,000円 若松団地【1区画】375.6㎡=563,400円
		住宅・土地取得に対する助成等	町内に住宅を新築した場合、50万円以上(平均100万円)の補助金を交付し、中古住宅を取得した場合は50万円を限度に取得費用の20%を補助
		住宅の改修に対する助成等	町内の住宅をリフォームした場合、経費の1/5を町内で使用できる商品券で助成(上限50万円)、空き家の改修を行った場合は、経費の1/2を現金で助成(上限100万円)
		住宅設備設置等に対する助成等	住宅用太陽光発電システムを設置するものに対し、設置費の一部を助成(上限28万円)
	佐呂間町	住宅設備設置等に対する助成等	住宅用太陽光発電システムを設置する場合、費用の一部を補助
		住宅設備設置等に対する助成等	ベレットストーブを設置する場合、費用の一部を補助
		土地の販売・分譲	西富地区勤労者住宅用地【5区画】480~493㎡、154~175万円 若佐地区勤労者住宅用地【3区画】356㎡=87万円
		土地の販売・分譲	浜佐呂間地区勤労者住宅用地【2区画】365㎡=94万円
		住宅・土地取得に対する助成等	町内建設業者により町内に住宅を新築した場合、費用の一部を助成(上限200万円)
	遠軽町	住宅の改修に対する助成等	町内建設業者により住宅改修をした場合、費用の一部を助成(上限100万円、増改築の場合は上限200万円)
		住宅設備設置等に対する助成等	合併処理浄化槽を設置する場合に補助(5~10人槽、75~116万円) 太陽光発電システムの設置に対し補助
住宅設備設置等に対する助成等		住宅用太陽光発電システムを設置する場合、費用の一部を補助	
湧別町	住宅設備設置等に対する助成等	ベレットストーブを設置する場合、費用の一部を補助	
	住宅・土地取得に対する助成等	・住宅の建築・購入に対する助成 ・中古住宅の取得に対する助成	
	土地の販売・分譲	・分譲地に関する情報	
滝上町	その他	・空き家に係る情報の提供	
	土地の販売・分譲	宅地分譲地を販売	
	住宅の改修に対する助成等 住宅・土地取得に対する助成等	購入した中古住宅の改修および新築住宅の建築や町分譲地購入への補助	
その他	滝上町定住促進住宅【3戸】を移住者用賃貸住宅として準備		

地域	市町村名	区分	概要(H30.4.1現在)
オ ホ ー ツ ク	西興部村	住宅の改修に対する助成等	美しい村づくり事業推進補助金として・色彩統一事業(建物の屋根、または外壁を村の指定色にした場合に最大75万円の補助)・廃屋解体撤去事業(景観を阻害している廃屋の解体撤去事業に対し最大100万円限度補助)を行っている
		住宅の改修に対する助成等	快適に過ごすための空家や既存住宅のリフォーム経費を最大100万円助成
		住宅設備設置等に対する助成等	太陽光発電システム導入費を、最大65万円補助、
		住宅・土地取得に対する助成等	村指定宅地に建築で、10年間宅地使用料無料
		その他	村内における一戸建て、二世帯住宅建設に補助 一棟定額200万円助成 加算分として二世帯住宅100万円 中学生の子供一人につき50万円、移住者加算 移住後一年以内に建設した場合+50万円
		その他	家電リサイクルやパソコンリサイクル品を除き日常の家庭から出る一般的なゴミは無料
	雄武町	住宅・土地取得に対する助成等 土地の販売・分譲	移住地において住宅建築予定している方に無償で貸付を行い、一定期間内に住宅を建築した際に無償譲渡
		住宅・土地取得に対する助成等	町内に住宅を新築した場合、15,000円/㎡を補助(上限200万円、町外業者施工は算定額の半額かつ上限100万円)※同居する子供1人につき20万円を、管内認証木材を使用した場合は木材使用量1㎡あたり15,000円を加算
		住宅・土地取得に対する助成等	町内の中古住宅を購入した場合、7,500円/㎡を補助(上限100万円)※同居する子供1人につき20万円を加算
		住宅の改修に対する助成等	町内建設業者によって町内の住宅を増改築した場合、15,000円/㎡を補助(上限200万円) 改修した場合、改修費用の1/3以内を補助(上限100万円)
		住宅設備設置等に対する助成等	町内業者により住宅に合併処理浄化槽を設置する方に対し、設置費用の95%相当を補助 ※補助限度額 5人槽:130万円 7人槽:160万円 10人槽以上:200万円
	大空町	住宅・土地取得に対する助成等	空き家登録制度により、空き家の購入を行った場合に売買価格の1/2以内(上限20万円)を助成
		住宅・土地取得に対する助成等	町が分譲する宅地に住宅を新築して移住・定住をしようとする子育て世代に建築費用の1/3(上限200万円)を助成
		住宅・土地取得に対する助成等	空き家登録制度により、空き家を購入し、1年以内に改修を行った場合に改修費用の1/3(上限30万円)助成
		住宅の賃貸に対する助成	町に転入して民間賃貸住宅に入居した世帯に月額家賃の1/2(上限1万円)を36月助成
		住宅の改修に対する助成等	住宅環境向上のために行う民間賃貸住宅改修費用の1/3(1室あたり上限30万円)を助成
		住宅の改修に対する助成等	町内業者に依頼して実施する住宅リフォームの費用の1/3(上限30万円)を助成
	十 勝	帯広市	住宅・土地取得に対する助成等
住宅・土地取得に対する助成等			帯広市が定めるユニバーサルデザイン住宅基準に適合する住宅を建設する方に20万円を補助。
住宅の改修に対する助成等			身体障害者又は身体機能が低下した方が、床の段差の解消や手摺などを設置する場合、40万円を上限に補助。
住宅の改修に対する助成等			住宅を増築し、その部分をユニバーサルデザイン化する場合、20万円を上限に補助。
住宅・土地取得に対する助成等			北海道空き家情報バンクに登録されている空家を、自ら居住するために購入し改修工事を行う場合、30万円を上限に補助。
住宅の改修に対する助成等			10万円以上の改修工事を行う場合、5万円を補助。
住宅設備設置等に対する助成等			太陽光発電システムを住宅に設置する個人に、5万円を上限に補助
住宅設備設置等に対する助成等			CO2冷媒ヒートポンプ給湯器(エコキュート)を住宅に設置する個人に、5万円を上限に補助
住宅設備設置等に対する助成等			潜熱回収型ガス給湯暖房機(エコジョーズ)を住宅に設置する個人に、5万円を上限に補助
住宅設備設置等に対する助成等			木質ペレットストーブを住宅に設置する個人に、10万円を上限に補助
住宅設備設置等に対する助成等			ホームエネルギーマネジメントシステム(HEMS)を住宅に設置する個人に、7万円を上限に補助
音更町		土地の販売・分譲	土地、住宅(購入)、住宅(賃貸)
	住宅の改修に対する助成等	65歳以上の方や障がいのある方などが居住している住宅に対し、補助対象となる工事を行う場合、費用の一部を助成(上限20万円)	
	住宅の改修に対する助成等	木造住宅を対象に行う簡易耐震診断の費用を補助	
	住宅の改修に対する助成等	木造住宅を対象に耐震診断や耐震改修の費用の一部を補助(上限額3万円)	
	住宅設備設置等に対する助成等	住宅用太陽光発電システムを設置する町民に対し、設置費用の一部を補助(上限額12万円)	
	住宅・土地取得に対する助成等	居住する目的で空き家を購入する人に費用の一部を助成(対象条件あり)	
	その他	子育てに適した民間賃貸住宅を公営住宅の入居基準を満たす子育て世帯にあっせんし、仲介手数料と一定期間(最長60ヵ月)家賃の一部を補助	

地域	市町村名	区分	概要(H30.4.1現在)
十勝	士幌町	住宅・土地取得に対する助成等 土地の販売・分譲	みのり野団地【32区画】342～480㎡、2,770,000～3,888,000円 中学生以下の子どもを有する移住世帯の場合 150万円(1/2相当は士幌町商工会商品券) 移住世帯の場合 100万円(1/2相当は士幌町商工会商品券)
		住宅・土地取得に対する助成等 土地の販売・分譲	大通西団地【2区画】304.37～305.71㎡、2,690,000～3,104,000円 中学生以下の子どもを有する移住世帯の場合 100万円(1/2相当は士幌町商工会商品券) 移住世帯の場合 50万円(1/2相当は士幌町商工会商品券)
		住宅・土地取得に対する助成等	中学生以下の子どもを有する移住世帯が町内の500万円以上の中古住宅を購入した場合 50万円(1/2相当は士幌町商工会商品券) 移住者が町内の500万円以上の中古住宅を購入した場合 25万円(1/2相当は士幌町商工会商品券)
		住宅・土地取得に対する助成等	中学生以下の子どもを有する移住世帯が町内の空き地を購入した場合 50万円(1/2相当は士幌町商工会商品券) 移住者が町内の空き地を購入した場合 25万円(1/2相当は士幌町商工会商品券)
		住宅設備設置等に対する助成等 住宅の改修に対する助成等	合併浄化槽設置補助1基上限30万円、住宅用太陽光発電設置補助上限20万円、住宅リフォーム補助上限10万円
	上士幌町	住宅・土地取得に対する助成等	町内業者施工により町内に住宅を新築した場合、延べ床面積に応じ最高50万円分の町内で使用できる商品券を交付
		住宅・土地取得に対する助成等	中学生以下の子供がいる世帯で、町内に住宅を新築した場合、子供1人当たり100万円を商品券を現金(9割)と商品券(1割)で交付
		住宅・土地取得に対する助成等	中学生以下の子供がいる世帯で、町内に土地つき中古住宅を購入した場合、子供1人当たり50万円を商品券を現金(9割)と商品券(1割)で交付(但し、購入額の1/3以内)
		住宅の改修に対する助成等	町内業者施工により町内の居住住宅をリフォームした場合、対象経費の1/10(上限20万円)相当の町内で使用できる商品券を交付
		住宅の改修に対する助成等	町内業者施工により住宅の法改修を行った場合、20万円を超える経費に対し、10万円を限度に町内で使用できる商品券を交付
		土地の販売・分譲	土地の販売・分譲 みなみの団地【3区画】407.5～499.98㎡、5,300円/㎡
		その他	空き家・空き地情報の提供
	鹿追町	その他	空地空家情報の提供
		土地の販売・分譲	いずみの団地宅地分譲 171～173坪、13,000円/坪、上幌内地区宅地分譲 181～225坪、5,000円/坪、
		住宅・土地取得に対する助成等	建築に係る延べ床面積が50平方メートル以上でかつ建築に係る費用が500万円以上であり新たな住宅を建設する者に、住宅建設面積1㎡当たり1万円を商品券で助成(建設施工者が町内の場合上限100万円、町外の場合上限50万円)
		住宅・土地取得に対する助成等	町内で過去に居住用として使用され、居住部分の床面積が50㎡以上で、価格200万円以上の中古住宅購入に対し、購入価格の10%以内で30万円を上限として助成。
		住宅の改修に対する助成等	介護保険法または障害者自立支援法に規定される住宅改修で、改修費が20万円を超える場合、32万円を限度として商品券で助成。
		住宅設備設置等に対する助成等	町内の住宅に住宅用太陽光発電システムを新設する場合で、システムの経費(補助対象経費)が1kWあたり50万円以下の者に補助金を交付。太陽電池の最大出力値に7万円を乗じた額で、20万円を上限とする。
		住宅の賃貸に対する助成	鹿追町内の民間賃貸アパートに居住している方に対して、月額5,000円を上限に家賃を助成(要件あり)。
	新得町	土地の販売・分譲	新得地区栄町団地【3区画】432～572㎡、374～457万円
		土地の販売・分譲	新得地区しらかば台団地【7区画】428～1,184㎡、288～743万円
		土地の販売・分譲	新得地区旧保健所跡地【1区画】413㎡=688万円
		土地の販売・分譲	屈足地区第2次新緑団地【5区画】478㎡、828万円
		住宅・土地取得に対する助成等	住宅を新築した方にお祝い金として50万円分の町内商品券(施工業者が町外の場合は30万円)を支給
		住宅の改修に対する助成等	中古住宅を取得して改修する場合と改修して賃貸として貸し出す場合に、改修費の3/10(上限30万円)分の町内商品券を支給。※町外業者の場合は1/5(上限20万円)
		住宅設備設置等に対する助成等	合併処理浄化槽(5人槽)を設置する場合65万円を補助
	清水町	住宅・土地取得に対する助成等	清水町移住者定住促進住宅取得奨励金交付制度:移住者自らが居住する目的で住宅を新築、または購入する場合、最大80万円、中古住宅取得は40万円を助成します。(条件あり)
住宅・土地取得に対する助成等		清水町定住促進住宅取得奨励金交付制度:自らが居住する目的で住宅を新築、または購入する場合、最大80万円、中古住宅取得は40万円を助成します。(条件あり)	
住宅の改修に対する助成等		清水町住宅リフォーム・太陽光発電システム導入奨励金交付制度:町内施工業者が行う対象の住宅リフォーム工事に於いて、工事費の10%に相当する額、または15万円以内を助成する。	
住宅・土地取得に対する助成等		清水町子育て世帯定住促進住宅取得奨励金交付制度:15歳以下の子ども、または母子手帳を有する妊婦がいる世帯において、新築住宅で最大100万円、中古住宅は50万円を助成します。(条件あり)	
芽室町	住宅・土地取得に対する助成等	指定区域において、15歳以下の子供がいる世帯や妊婦のいる世帯などが、住宅を新築(新築住宅の購入を含む。)するとき、芽室町商工会商品券50万円分を交付	
	住宅・土地取得に対する助成等	町内において中古住宅を購入した場合に、芽室町商工会商品券25万円分を交付。15歳以下の子どもがいる世帯や妊婦のいる世帯であった場合は、25万円分上乗せし、合計50万円分の商品券を交付	
	その他	町内に居住する子育て世帯の元へ親世帯が転入、または町内に居住する親世帯の元へ子育て世帯が転入することで、近居(同居含む)となった場合に、10万円分の商工会商品券を交付	

地域	市町村名	区分	概要(H30.4.1現在)
十勝	中札内村	土地の販売・分譲	ヴィレッジときわ野第4次分譲地(16区画)374.35～410.48㎡、242.1～260.4万円
		住宅・土地取得に対する助成等	中札内村に移住するため、もしくは5年以内に移住するために住宅を新築または購入(中古住宅及び建売住宅を含む)した方へ最大50万円を助成
		住宅・土地取得に対する助成等	新築住宅・中古購入住宅の固定資産税相当額を5年間助成
		住宅・土地取得に対する助成等	中札内スタイル基準を満たせば50万円、北方型認定は30万円上乗せ
		住宅設備設置等に対する助成等	合併浄化槽設置工事費の9/10(上限額:5人槽77万円、7人槽91万円、10人槽112万円)の補助金を交付
		その他	空き地・空き家に関する情報の提供
	更別村	住宅・土地取得に対する助成等	更別村住宅建設助成金:新規移住者が住宅を新築または購入し、その住宅を有し5年以上居住する場合に助成金を交付。(限度額:新規150万円、中古住宅購入80万円)
		住宅・土地取得に対する助成等	住宅取得のための用地を購入した場合、購入価格から1㎡あたり7,000円を減じた額を助成(上限100万円)
		住宅・土地取得に対する助成等	新築又は新築建売購入の場合、新規移住者は延床面積(㎡)に15,000円を乗じた額を助成(上限150万円)、新規移住者以外は延床面積(㎡)に10,000円を乗じた額を助成(上限100万円)
		住宅・土地取得に対する助成等	建築後10年以内のものを購入する場合、新規移住者は延床面積(㎡)に8,000円を乗じた額を助成(上限80万円)、新規移住者以外は延床面積(㎡)に5,000円を乗じた額を助成(上限50万円)
		住宅・土地取得に対する助成等	建築後10年以上のものを購入する場合、新規移住者は延床面積(㎡)に6,000円を乗じた額を助成(上限60万円)、新規移住者以外は延床面積(㎡)に3,000円を乗じた額を助成(上限30万円)
		住宅・土地取得に対する助成等	既存住宅と外壁が連続する延床面積50㎡以上の増築の場合、延床面積(㎡)に5,000円を乗じた額を助成(上限50万円)
		住宅・土地取得に対する助成等	自ら居住する住宅の太陽光発電システム設置に対し、出力値1kWあたり7万円を補助(上限20万円)
		住宅・土地取得に対する助成等	住宅取得のための用地を購入した場合、購入価格から1㎡あたり7,000円を減じた額を助成(上限100万円)
		土地の販売・分譲	コム二団地【2区画】522.50㎡～645.16㎡、2,821,000円～3,483,000円
		土地の販売・分譲	上更別オークビレッジ【11区画】547.40㎡～1,366.27㎡、792,000円～3,100,000円
		土地の販売・分譲	更別幼稚園前宅地【3区画】397.75㎡～479.89㎡、2,625,000円～3,079,000円
	大樹町	土地の販売・分譲	緑苑分譲地(6区画)326.15㎡～495㎡、1,577千円～2,700千円
		住宅・土地取得に対する助成等	【大樹でかえるマイホーム支援補助金】 新築又は建売住宅の購入の場合は、定められた補助基準による補助額と、加算基準による加算額を合計した金額の補助。(町内在住者と移住者により金額の違いあり)中古住宅の購入の場合は補助額のみで、加算額なし。なお、補助金額の20%は、大樹TMOカード会発行の商品券により交付。
		住宅の改修に対する助成等	【大樹町戸建て住宅耐震診断及び耐震改修支援事業】 <耐震診断補助金額> 耐震診断に要した額(当該額が6万円を超えるときは6万円とし、当該額に1,000円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。)とする。 <耐震改修補助金額> 耐震改修工事に要した額に応じ補助金を交付する。(上限210万円以上の改修の場合60万円の交付)
		住宅の改修に対する助成等	【大樹町住宅リフォーム支援事業】 リフォームに要する補助対象経費の1/2に相当する額(上限10万円)を補助。ただし、内窓サッシ設置については、上限12万円とする。また、内窓サッシ設置と内窓サッシ設置以外のリフォームを行う場合は、それぞれ算定した補助金の額を合算した額とし、上限22万円とする。
	幕別町	住宅・土地取得に対する助成等	幕別町マイホーム応援事業補助金: 幕別町内に初めて住宅を新築または購入する場合に、10年以上定住することを条件に補助金を受けられる制度
		住宅・土地取得に対する助成等	フラット35(子育て支援型・地域活性化型)金利優遇: 住宅金融支援機構と連携し、一定の要件を満たした場合に、フラット35の借入金利を一定期間引き下げる制度
		住宅の改修に対する助成等	住宅新築リフォーム奨励金制度: 町内業者の施工により住宅のリフォーム等を行う場合に、奨励金(商品券)を交付する制度
	池田町	住宅・土地取得に対する助成等	池田町住宅取得応援奨励金(商品券にて交付) 新築住宅(300万円以上)、中古住宅(100万円以上)を購入する者に基本奨励金及び町内建築業者加算奨励金あり。
		住宅の改修に対する助成等	池田町リフォーム促進奨励金(商品券にて交付) 自ら所有する家屋を50万円以上のリフォームに要する経費となった場合、事業対象経費の10%以内の額で上限20万円を限度に奨励金を交付
		住宅設備設置等に対する助成等	自ら所有・居住する住宅等に、町内の事業者を利用して住宅用太陽光発電システムを設置する者に対し費用の一部を補助 補助額:発電システムの最大出力値1kWあたり5万円、上限15万円
		住宅設備設置等に対する助成等	合併処理浄化槽を設置する場合に補助金を交付(5人槽525,000円、7人槽613,000円、10人槽777,000円)
		その他	土地、住宅(購入)、住宅(賃貸)
	豊頃町	住宅・土地取得に対する助成等	町内に住宅を新築した場合に最大で230万円(一部商品券)を交付
		住宅・土地取得に対する助成等	町内の住宅を購入した場合に50万円(一部商品券)、町内業者によるリフォームに100万円(一部商品券)増額交付
		住宅の改修に対する助成等	町内の住宅を購入した場合に50万円(一部商品券)、町内業者によるリフォームに100万円(一部商品券)増額交付
住宅設備設置等に対する助成等		下水道未整備地域において、合併処理浄化槽を設置する場合に補助金を交付	
その他		空き家等情報バンクに登録された空き家・空き地を購入または賃貸する場合に補助金を交付(移住者への増額あり。)	

地域	市町村名	区分	概要(H30.4.1現在)
十勝	本別町	住宅・土地取得に対する助成等	住宅建築(購入)に対する助成等:町内に住宅を新築(購入)した場合、町内建設業者施工の場合100万円(うち20万円地域商品券)、町外建設業者施工の場合20万円(全額地域商品券)助成
		住宅の改修に対する助成等	自らが居住する住宅改修に対し、工事費が30万円(税抜)を超えた場合は10万円の助成。さらに空き家バンクに登録され、耐震基準を満たした空き家住宅を賃貸または購入する人で、工事費が100万円以上(税抜)の場合は20万円上乗せし、最大30万円の助成を行う。ただし、助成金のうち5万円は地域商品券を交付
		住宅設備設置等に対する助成等	住宅設備設置等に対する助成(補助) → 住宅用太陽光発電システム導入費補助金1kw あたり6万円(上限24万円)
		土地の販売・分譲	土地の販売・分譲:勇足定住促進団地【7区画】557~654㎡、118~138万円
		土地の販売・分譲	本別町仙美里定住促進団地 1区画、1,414㎡、283万円
		その他	空き家・空き地情報の提供:住宅(購入)、住宅(賃貸)、民間アパート情報提供
	足寄町	住宅・土地取得に対する助成等	町内の建築業者による住宅・店舗等の新築に150万円を上限に補助
		住宅の改修に対する助成等	町内の建築業者による住宅・店舗等の増改築に150万円を上限に補助
		住宅設備設置等に対する助成等	町内の公共下水道整備計画区域を除く地域において、合併処理浄化槽を設置する場合に140万円を上限に補助
	陸別町	住宅・土地取得に対する助成等	住宅建築、購入に関する助成:新築住宅または建築から3年以内の中古住宅の取得の対して補助金を交付する。 ※それぞれ床面積が50㎡以上、費用が500万円以上、町内業者による建設に限る。 (一般世帯・中古住宅購入:1万円×㎡、上限200万円・子育て世帯:1万5千円×㎡、上限300万円・二世帯:2万円×㎡・上限400万円)
		住宅の改修に対する助成等	住宅改修にかかる助成:町内業者による住宅改修にたいして50万円を限度額とし、費用の2分の1を補助
		住宅設備設置等に対する助成等	住宅用太陽光発電システム導入補助金:1Kwあたり10万円(上限50万円)
	浦幌町	その他	空き家・空き地情報の提供(土地、住宅(購入)、住宅(賃貸))
		住宅・土地取得に対する助成等	住宅を新築(中古購入)した場合、条件に応じて50~250万円(現金、商品券)を交付
		住宅の改修に対する助成等	町内事業者の施工により、町内の住宅をリフォームした場合、経費の20%を助成(上限50万円)
		住宅設備設置等に対する助成等	太陽光発電システムを導入する場合に、出力1kw当たり7万円(上限20万円)の補助金を交付
	釧路市 (釧路・根室)	その他	土地、住宅(購入)、住宅(賃貸)
		その他	【釧路市一戸建て住宅の無料耐震診断】一戸建て木造住宅を対象に無料耐震診断
住宅の改修に対する助成等		【釧路市既存住宅耐震改修費補助金】昭和56年5月31日以前に着工され、耐震診断の結果、現行の耐震関係規定に満たないと判定された住宅の耐震改修工事費用の一部を補助。補助金額は対象工事費の23%以内で、上限は45万円。	
住宅の改修に対する助成等		【釧路市住宅エコリフォーム補助金】釧路市で定めた基準以上の省エネ、バリアフリー改修工事費用の一部を補助。補助金額は対象工事費の10%以内で、上限は50万円。また、高齢者同居、地域材利用に対する加算制度あり	
住宅設備設置等に対する助成等		【釧路市ecoライフ促進支援補助金制度】エネルギーの利用の効率化を促進する設備や再生可能エネルギーを活用する設備を設置する方に、設置費の一部を支援	
住宅設備設置等に対する助成等		【釧路市合併処理浄化槽設置費補助制度】公共下水道を整備する予定がない地域に居住する方を対象に、合併処理浄化槽の設置費用の一部を支援。補助金額(5人槽60万円)(7~10人槽80万円)単独処理浄化槽から転換する場合は9万円を上乗せ	
住宅設備設置等に対する助成等		【釧路市合併処理浄化槽維持管理費補助制度】公共下水道を整備する予定がない地域に居住する方を対象に、合併処理浄化槽の法定検査に必要な費用を支援。補助金額(一律8千円)	
住宅・土地取得に対する助成等		町内事業者を利用し、新築する(床面積が、50㎡以上の住宅で外構工事、敷地造成工事を除く工事費が1,000万円以上)場合、助成金として20万円を交付	
住宅の改修に対する助成等		町内事業者を利用し、工事費が10万円以上のリフォームをした場合、助成金として対象工事費の10%(65歳以上または中学生以下の子供がいる世帯の場合は15%)を交付。上限20万円。	
住宅の賃貸に対する助成		きのこ生産者住宅に空きがある場合、きのこ生産者以外の希望者に賃貸する。(入居期間は1年以内、生産者の入居希望がない場合は、1年以内で更新可。40,000円/月(敷金は家賃2ヶ月分))	
住宅設備設置等に対する助成等		住宅用太陽光発電システムを設置する場合、[1kwあたり3万円×太陽電池の最大出力値]の奨励金を交付(上限15万円)	
住宅設備設置等に対する助成等		公共下水道を整備する予定がない区域の住宅で、合併処理浄化槽を設置する場合、補助金を交付する。(5人槽:90万円上限、5人槽を超えるもの:110万円上限)	
浜中町	住宅の改修に対する助成等	町内で住宅の新築及びリフォームを行う場合の一部助成(費用の1/10、上限~新築30万円、リフォーム20万円)※町内に住所を有する者に限る。	
	住宅設備設置等に対する助成等	住宅用太陽光発電システム設置者に対し、1kw当たり2万円(上限5kw)を補助	
	住宅設備設置等に対する助成等	再生可能エネルギーなどの設備を設置する者に対する一部助成(上限10万円)	
	住宅設備設置等に対する助成等	合併浄化処理槽を設置する場合、5人槽90万円、7~10人槽95万円を補助	

地域	市町村名	区分	概要(H30.4.1現在)
釧路 (釧路・根室)	標茶町	土地の販売・分譲	麻生・平和地区分譲地【21区画】248～460㎡、125～287万円
	弟子屈町	その他	弟子屈町空き家バンク制度の実施。住宅(購入)、住宅(賃貸)の情報提供(空き地については情報提供していない)
		その他	移住者専用住宅の設置。3戸。1週間に以上6カ月以内。27,500円～(時期・期間によって異なる)
		住宅の改修に対する助成等 住宅設備設置等に対する助成等	弟子屈町住宅建設促進事業/町内事業者を利用し新築、増築(500万円以上)請負契約金額の5/100以内(上限50万円)相当額の町内店舗で使用できる商品券を交付。リフォームの場合は、助成対象経費の1/10以内(上限20万円)相当額の町内店舗で使用できる商品券を交付
		住宅の改修に対する助成等	弟子屈町空き家バンク制度補助金/空き家バンク制度登録物件について、空き家バンク制度を利用し改修などを行った場合、対象経費の1/2以内、最大で30万円の助成。家財道具の処分費用の助成は対象経費の1/2以内、5万円以内の助成。
	鶴居村	土地の販売・分譲	下幌呂希の杜【19区画】623～826㎡、327～466万円
		土地の販売・分譲	下幌呂夢の杜【2区画】626～759㎡、390～436万円
		土地の販売・分譲	中幌呂地区分譲地【2区画】565～651㎡、191～227万円
		住宅の賃貸に対する助成	賃貸:S46年築、木造2階建て1軒家1階部分、5万円/月
		住宅の賃貸に対する助成	賃貸:H10年築、1DK(2階部分ロフト)、6万円/月
		住宅の賃貸に対する助成	賃貸:H4年築、木造垂鉛メッキ銅板葺平屋、14万円/月
		住宅・土地取得に対する助成等	販売:H14年築、1LDK、550万円(土地800坪と附属物件付)
		住宅・土地取得に対する助成等	販売:S51年築、木造2階建て1軒家、売買金額応相談
		住宅・土地取得に対する助成等	販売:S56年築、木造垂鉛メッキ銅板葺2階建て、350万円
		住宅・土地取得に対する助成等	販売:H23年築、木造垂鉛メッキ銅板葺平屋、1,250万
		住宅・土地取得に対する助成等	村内において、新築住宅を建てた場合100万円(45歳以下は150万円)を支援。また、村内において空き家バンクを利用して空き家を購入した場合、購入金額の1/10(上限100万円)を支援
		住宅の改修に対する助成等	空き家バンク登録住宅の改修(賃貸契約に限る)にあたり、補助対象事業に係る経費の8/10以内を助成(上限48万円)
		住宅設備設置等に対する助成等	合併浄化槽を設置する場合に、5人槽以下は90万円、5人槽を超えるものは110万円を上限に補助金を交付
	白糠町	土地の販売・分譲	住宅建築に供する町有地の無償
		住宅・土地取得に対する助成等	新築住宅の固定資産税減額
住宅・土地取得に対する助成等 住宅設備設置等に対する助成等		太陽のまち定住奨励助成事業:①住宅を新築または建売住宅を購入した場合、助成金を交付(100万) ②住宅用太陽光発電システムを設置する場合、助成金を交付(最大50万) ③地域材を利用した住宅の新築または建売住宅を購入した場合、助成金を交付(最大50万円)	
その他		白糠町空き家バンクの開設 https://www.akb-shiranuka.com/	
釧路 (根室・根室)	根室市	土地の販売・分譲	移住者向け分譲地(郊外地の高台)/2区画(640㎡ 1,491,000円・1,329,000円)
	別海町	住宅・土地取得に対する助成等 住宅の改修に対する助成等	省エネ住宅(エコ型住宅)の新築・増改築を町内企業に発注する者に対し助成
		住宅設備設置等に対する助成等	下水道処理区域外に家庭用合併浄化槽を設置する者に対し助成
		住宅・土地取得に対する助成等	新築助成(建築費用の10%、最大200万円、元請が町内業者の場合及び建築主が移住者の場合上限に各50万円加算)
	標津町	住宅・土地取得に対する助成等	中古住宅取得助成(固定資産税評価額の20%、最大50万円、移住者は上限に50万円加算)
		住宅の改修に対する助成等	リフォーム助成(工事契約額の20%、最大50万円、助成金額の20%を商品券支給、町内業者施工に限る)
		住宅の改修に対する助成等	耐震改修に対する経費の10%を助成(10～30万円)
		住宅設備設置等に対する助成等	浄化槽設置工事費の一部を町で負担
		住宅設備設置等に対する助成等	生活排水やトイレの水洗化改造工事に係る費用の無利子貸付(大便器1基につき60万円まで)
		住宅設備設置等に対する助成等	浄化槽設置に伴う放流管設備工事に係る費用の無利子貸付(1カ所につき20万円まで)
		その他	空き家・空き地バンクによる情報提供
		その他	定住促進住宅(旧教職員住宅) H21:3戸 H23:3戸 リフォーム済み
	羅臼町	住宅設備設置等に対する助成等	浄化槽の設置に関する助成
		その他	空き家・空き地に係る情報の提供